

愛荘町地域防災計画

(震 災 対 策 編)

(修正素案)

赤（二重下線）：法改正、国の防災基本計画、指針、ガイドライン、マニュアル、その他
関連計画等により修正した箇所

青（下線）：県の地域防災計画、指針、その他関連計画等により修正した箇所

緑（破線下線）：町の自然・社会状況の変化、組織体制、条例制定・改正、その他関連計
画等により修正した箇所

~~二重取り消し線~~：削除する箇所

※モノクロ印刷でも判断できるよう、線種で区分

平成 30 年 3 月作成

~~令和 7 年 1 月改訂~~

令和 8 年 月改訂

愛荘町防災会議

■過去の改訂状況

令和元年 12 月改訂

令和 6 年 1 月改訂

令和 7 年 1 月改訂

震災対策編
第1部 総則

(1-)

第1章 計画の方針 1

第1節 計画の目的 1

第2節 計画の基本方針 2

第3節 計画の内容 3

第4節 計画の修正 5

第5節 他の計画との関係 6

第6節 計画の習熟 7

第7節 防災関係機関の協力体制 8

第8節 用語 9

第2章 防災関係機関の業務の大綱 10

第1節 防災関係機関の実施責任 10

第2節 処理すべき事務または業務の大綱 11

第3章 町の現況と防災対策の推進方向 12

第1節 自然的条件 12

第2節 社会的条件 13

第3節 災害履歴および災害の特性 14

第4節 防災対策の推進方向 22

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

コメントの追加 [A1]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 計画の基本方針

1 方針

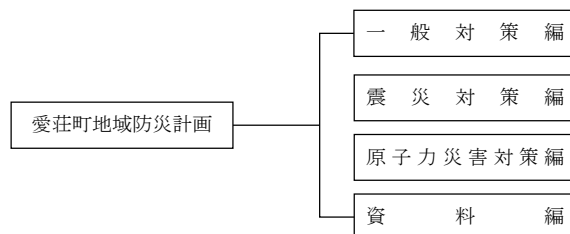
コメントの追加 [A2]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第3節 計画の内容

1 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の3編とする。

- (1) 一般対策編（主に風水害、事故災害を対象とする。）
- (2) 震災対策編（地震災害を対象とする。）
- (3) 原子力災害対策編（原子力災害を対象とする。）
- (4) 資料編



本編は、町防災計画の震災対策編（以下「町防災計画（震災編）」という。）であり、一般対策編（以下「町防災計画（一般編）」という。）、原子力災害対策編および資料編は、別冊として作成する。

また、この町防災計画（震災編）の第5部は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、次の事項を定めて、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）についての南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「地震防災対策推進計画」という。）と位置づけ策定する。

- ①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの

2 町防災計画（震災編）の性格

この町防災計画（震災編）は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画につい

コメントの追加 [A3]: 構成変更時に修正

震災対策編

第1部 総則

て、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。
- (3) 災害復旧計画は、災害の発生後、被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。
- (4) 地震防災対策推進計画は、前記の通り、南海トラフ地震防災対策推進計画として定めるものとする。

3 町防災計画（震災編）で扱う災害の範囲

町防災計画（震災編）で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、一般対策編、原子力災害対策編で扱う災害も含め、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 地震災害
- (2) その他、地震に関連した大規模な火災等

第4節 計画の修正

コメントの追加 [A4]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第5節 他の計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、町における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、国土強靱化に関する取り組みについては、愛荘町国土強靱化地域計画を指針として、本計画を定めるものとする。

1 滋賀県地域防災計画（震災対策編）との関係

町防災計画（震災編）は、県が計画・実施する地震防災業務と矛盾・抵触しないように、滋賀県地域防災計画（震災対策編）（以下「県防災計画（震災編）」という。）を基準として、県防災計画（震災編）の範囲内において策定しなければならない。

したがって、町防災計画（震災編）は、町が実施した防災アセスメントおよびその他の調査等により明らかになった地域特性や、町および防災関係機関の責任分担等の修正を加える一方、共通する部分については、そのまま県計画を準用する。

2 愛荘町総合計画との関係

愛荘町総合計画における防災の位置づけは、町防災計画（一般対策編）5頁に記載のとおりで、関係性については下記のとおりである。

- (1) 愛荘町総合計画のうち、地震防災に関連する施策を独自の体系からより詳細にまとめたものが本計画である。
- (2) 愛荘町総合計画は、町が展開する施策の計画であるのに対し、町防災計画（震災編）は、町および防災関係機関そして町民をもその対象とした計画である。

第6節 計画の習熟

コメントの追加 [A5]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第7節 防災関係機関の協力体制

コメントの追加 [A6]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第8節 用語

コメントの追加 [A7]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

コメントの追加 [A8]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

コメントの追加 [A9]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第3章 町の現況と防災対策の推進方向

第1節 自然的条件

コメントの追加 [A10]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 社会的条件

コメントの追加 [A11]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第3節 災害履歴および災害の特性

1 地震災害履歴

本町における地震による主な災害履歴は、次のとおりである。

邦暦年月（西暦年月）	事項
明治32年3月（1899年）	7日、強い震動。非住家破損256棟等
明治42年8月（1909年）	14日、姉川地震。燈籠倒れたもの所々あり。
平成7年1月（1995年）	17日、阪神・淡路大震災。彦根地方気象台発表 震度5

2 災害の特性

(1) 本町周辺の活断層の分布および地震調査研究推進本部の長期評価

地震調査研究推進本部は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）および発生確率〕等を評価し、随時公表している。

これまで、南海トラフ地震と、滋賀県に関する8つの活断層（琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯、頓宮断層、鈴鹿西縁断層帯、鈴鹿東縁断層帯、湖北山地断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯）についての評価が公表されている。

南海トラフ地震の長期評価

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:20182025年1月1日)			平均発生間隔 (上段) 最新発生時期 (下段)
		10 年 以内	30 年 以内	50 年 以内	
南海トラフ 地震	M8～M9 クラス	30%程度	70～80% <u>・60～90%程度</u> <u>以上※1</u> <u>・20～50%※2</u>	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2 年
			72.0 <u>79.0</u> 年前		

南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）令和7年9月26日地震調査研究推進本部事務局 ※1すべり量依存BPTモデル、※2BPTモデル

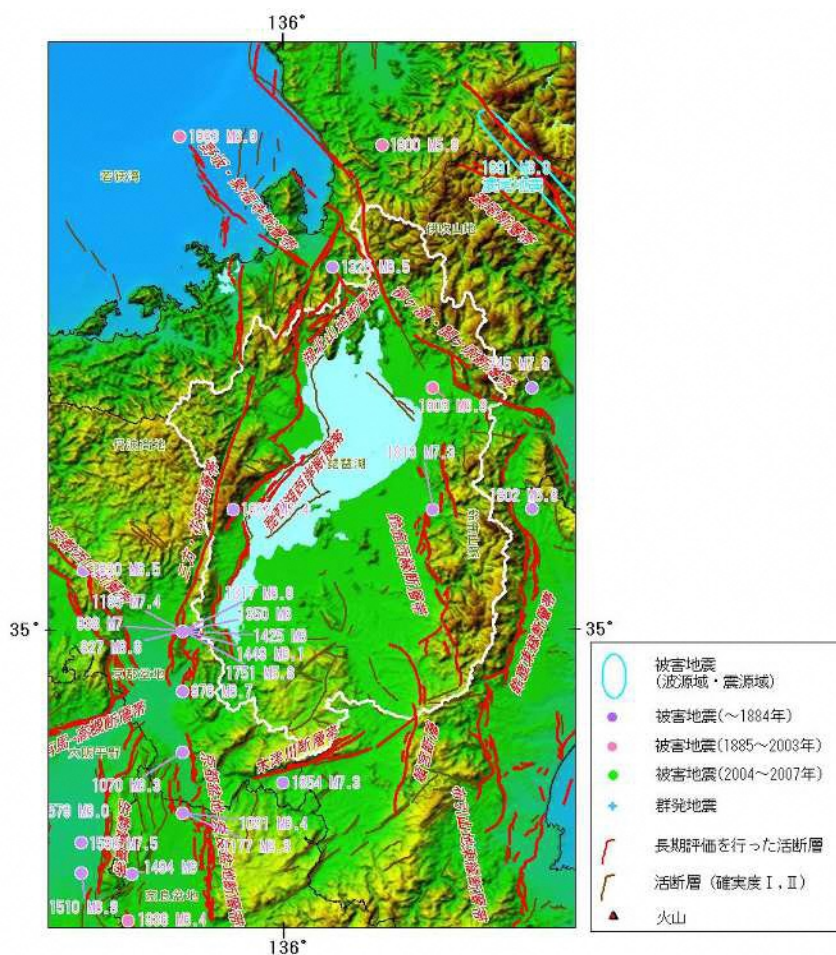
コメントの追加 [A12]: 【確認】

先日公表された最新の数値に更新
記載の妥当性について、県の見解を確認した方がよい。
海溝型地震の長期評価
https://www.jishin.go.jp/main/chousa/25sep_nankai/nankai_gaiyou1_3.pdf

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が 一度に活動 した場合の 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 算定基準日 2017 2025 年 1 月 1 日				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
		我が国の主 な活断層に おける 相対的評価	30 年以内	50 年以内	100 年以内	
1 琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク (高い)	1%～3%	2%～5%	4%～10%	約 1000 年～2800 年 約 2800 年～約 2400 年前
2 琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 4500 年～6000 年 1185 年の地震
3 三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662 年の地震
4 三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	Aランク (やや高い)	ほぼ 0% ～0.6%	ほぼ 0% ～1%	ほぼ 0% ～2%	4200 年～6500 年 2800 年前～6 世紀
5 木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 4,000 年～25,000 年 1854 年 伊賀上野地震
6 頓宮断層	7.3 程度	Aランク (やや高い)	1%以下	2%以下	4%以下	約 10000 年以上 約 10000 年前～7 世紀
7 鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク (やや高い)	0.08%～ 0.2%	0.1%～ 0.3%	0.3%～ 0.6%	約 18000 年～36000 年 不明
8 鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%～ 0.07%	ほぼ 0%～ 0.1%	ほぼ 0%～ 0.2%	約 6,500 年～12,000 年 約 3,500 年前～2,800 年前
9 湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%～ 0.001%	約 3,000 年～4,000 年 11～14 世紀
10 湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	概ね 7,000 年程度 15～17 世紀
11 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約 4900 年前～15 世紀
12 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

コメントの追加 [A13]: 算定基準日 2025 年 1 月 1 日
数値更新の必要なし



資料) 地震調査研究推進本部HPより引用

滋賀県周辺の活断層と主な被害地震

(2) 地震被害想定

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、神戸・阪神地域の都市直下で発生したことから、甚大な被害をもたらした。

滋賀県域には琵琶湖を取り囲むような形で20数本の活断層が分布しており、過去にはこれらを震源とする直下型地震が発生している。

このことから、今後の地震防災対策を考える上で直下型地震による被害想定が不可欠であることから、県は平成7年度に兵庫県南部地震の被害データを基に、滋賀県域の直下型地震

による物的・人的被害の予想を行なった。

平成21年8月27日には、国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）から、琵琶湖西岸断層帯の将来活動について、断層帯全体が1つの区間として活動し最大でマグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定され、今後30年以内の地震発生確率が1～3%で「最大値をとると、断層帯北部は我が国の主な活断層の中では、地震発生確率が高いグループに属する」という見解が示されている。県においては、「第1次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 報告書」（平成16年3月）、「第2次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 一地震被害想定一 報告書」（平成17年4月）をまとめたが、「滋賀県地震被害想定」（平成26年3月）を公表している。

本町を構成する旧2町においては、平成9年3月に防災基礎アセスメント調査をそれぞれ実施しており、大字単位で地震による被害の定性的な把握を行なっている。

以下には、それらの概要を示す。

ア 平成7年度滋賀県調査の概要

（ア）地震の想定

被害想定の対象とする震源断層は、その活動度や確実度、想定地震規模、地震履歴等から以下に示す5つの断層である。

なお、震源断層の位置は、「新編日本の活断層」等の既往の文献に基づき設定している。

名称	活動度	確実度	長さkm	マグニチュード	備考
比叡断層 （花折ー比叡断層系）	B	I～II	21	7.0	
花折断層 （花折ー比叡断層系）	B	I	34	7.4	
柳ヶ瀬断層	B	I～II	37	7.4	
関ヶ原断層 （柳ヶ瀬ー養老断層系）	A～B	I～II	(25)	(7.2)	姉川地震（1909） M=6.9
百済寺断層 （多賀断層系）	B	I～II	(25)	(7.2)	文政2年（1819）の 地震 M=7.4

注）活動度：平均変位速度 s （ $m/1000$ 年） $A \cdots S=1 \sim 10$ 、 $B \cdots S=1 \sim 0.1$ 、 $C \cdots S=0.1 \sim 0.01$

確実度：I…活断層であることが確実なもの、II…推定されるもの

（ ）：兵庫県南部地震と同規模の地震を想定

（イ）被害の想定

各震源断層地震における滋賀県全域と、本町の被害想定結果を次に示す。

（a） 滋賀県全域の地震被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比 叡 断 層 地 震	31,186	35,628	1,027	7,413	143
花 折 断 層 地 震	9,871	30,230	192	1,398	98

コメントの追加 [A14]: 251006 メールによる修正

※H19.2 愛荘町防災アセスメント報告書より

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
柳ヶ瀬断層地震	7,746	13,220	181	1,302	42
関ヶ原断層地震	21,963	17,019	728	5,253	79
百済寺断層地震	32,419	38,800	1,011	7,276	148

(b) 本町の被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比叡断層地震	1	46	0	0	1
花折断層地震	1	54	0	0	1
柳ヶ瀬断層地震	1	0	0	0	0
関ヶ原断層地震	6	199	0	0	1
百済寺断層地震	3,584	1,254	78	563	10

イ 平成26年3月 滋賀県調査の概要

(ア) 地震被害想定目的

滋賀県では、平成15・16年に、当時高い発生確率が示された琵琶湖西岸断層帯等による地震について被害想定を行い、地震防災対策の基礎資料としてきた。

東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」が大幅に改正されたところであり、また、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフ地震についても対策の検討が急務となっている。

滋賀県域での地震防災対策の具体的再検討にあたり、前回検討以降の科学的知見や社会状況の変化を反映して被害想定を見直すこととなった。

設定した内陸活断層地震（5つの断層×2ケース）

想定震源断層（帯）	地震の規模（M）	破壊開始点（震源）の位置
琵琶湖西岸断層帯	7.8	Case1: 北部からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部からの断層破壊を仮定
花折断層帯	7.4	Case2: 中部南側からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部からの断層破壊を仮定
木津川断層帯	7.3	Case2: 東側からの断層破壊を仮定
		Case2: 西側からの断層破壊を仮定
鈴鹿西縁断層帯	7.6	Case2: 南側からの断層破壊を仮定
		Case2: 北側からの断層破壊を仮定
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	Case2: 中部北側からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部南側からの断層破壊を仮定

コメントの追加 [A15]: 前ページとの整合性のため修正

県域の主要被害想定結果

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）			地震 直後の停 電率	地震 直後の断 水率	一週間後 全避難者 ：冬夕方 風速 8m
		全壊	半壊	全焼： 冬夕方 風速 8m	死者： 冬深夜	負傷者： 冬深夜	重傷者： 左記内数			
①琵琶湖西岸 断層帯	case1	27,650	69,584	2,731	1,579	15,267	1,338	58%	44%	200,445
	case2	38,504	83,856	3,818	2,182	21,638	1,742	63%	48%	249,534
②花折断層帯	case1	18,131	53,274	1,655	948	10,380	849	47%	34%	139,854
	case3	11,870	31,531	1,013	591	7,398	592	43%	28%	89,276
③木津川断層帯	case1	5,754	14,540	700	368	3,892	282	26%	16%	42,672
	case3	2,360	10,884	257	132	1,974	158	24%	9%	27,171
④鈴鹿西縁断層帯	case1	11,250	28,293	1,081	640	6,558	540	37%	18%	75,285
	case2	10,804	31,173	1,069	641	7,204	588	40%	21%	81,703
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	case1	10,412	24,340	864	597	5,788	479	29%	14%	71,716
	case2	9,800	21,836	796	572	5,741	473	28%	13%	74,646
⑥南海トラフ 巨大地震	山本ケース	2,399	22,183	11	12	1,256	95	81%	40%	30,729
	陸側ケース	11,017	74,084	1,820	474	10,408	816	88%	68%	158,350

(3) 南海トラフ地震の新被害想定

国は、これまでの防災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえた被害想定の見直しを行い公表した。

滋賀県の南海トラフ地震被害想定結果（令和7年3月）

死者（人）	全壊・焼失（棟）	断水人口（人） ＜被災直後＞	下水道利用困難（人） ＜被災直後＞	停電（戸） ＜被災直後＞	避難者（人） ＜1週間後＞
400	16,000	1,100,000 77%	1,200,000 89%	820,000 89%	221,000

※データは複数の想定 of 最大値を記載

資料：南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量（都道府県別の被害）】令和7年3月 中央防災会議

コメントの追加 [A16]: 南海トラフ巨大地震の新被害想定

市町村別データは無い。

↓

掲載の必要性

⇒掲載する※251023 打合せ時確認

震災対策編
第1部 総則

〔参考 1〕気象庁震度階級関連解説表（一部略記）

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
屋内の状況	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸がはずれる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	固定していない重い家具の多くが移動し、転倒するものが多くなる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒し飛ぶことがある。
屋外の状況	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂などが生じるものがある。	耐震性の低い建物は、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が生じ、破壊するものが多くなる。
ライフライン	まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある〕	主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域で水道の供給が停止することがある〕	主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域で水道の供給が停止し、停電することがある〕	水道の排水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域で水道の供給が停止することがある〕	
地盤・斜面	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。		地割れや山崩れなどが生じることがある。	大きな地割れが生じ、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	

〔参考 2〕 積雪の地震被害に対する影響

積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。

以下に、冬期の積雪が著しい地域において、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1 階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2 階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることを予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所不到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることを予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第4節 防災対策の推進方向

1 計画の目的

災害から町民および町域にあるすべての生命、身体および財産を守り、その安全を確保する。

2 前提となる認識事項

- (1) 災害は短時間で発生するが、その復旧には長時間と多大な労力・費用を要するものである。
- (2) 災害は、普段、人が見落としがちな死角・弱点を突いてくるものである。
- (3) 災害は、社会的な弱者に、より大きな負担をかけるものである。
- (4) “自分と自分のまちは災害に遭わない”という考えを捨てることが、防災の出発点である。
- (5) “災害から自分達の命とまちは自分達で守る”という自覚が防災の基本である。
- (6) 防災は、防災関係機関および町民の相互協力・助け合いの精神が最も重要である。
- (7) 町民は、普段の活動における“ちょっとした配慮と工夫”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。
- (8) 行政および関係機関は、まちづくりの計画・事業において、基礎であるべき防災の視点を忘れないことが重要である。
- (9) 行政のみの防災活動には、限界があることを認識する必要がある。

3 災害に強い地域形成

本町における地震災害に強い地域形成は、県防災計画（震災編）に定める次のような方向と整合性を図って推進するものである。

(1) 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災においては、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な地震災害が発生した場合には、同時多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各

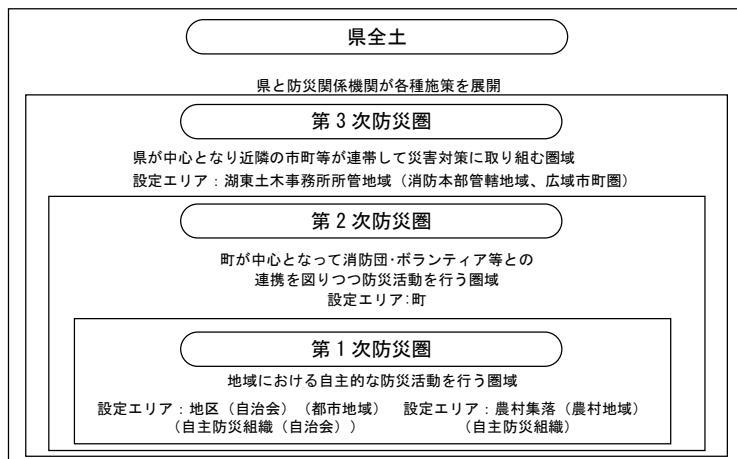
種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において地域振興局が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。

なお、大規模災害時には県だけではなく、県外からの応援・連携が必要になるため、広域的な圏域を想定しておく必要がある。

コメントの追加 [A17]: 県計画（震災編 p3 中段

「防災圏設定の考え方」



滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。愛荘町においても同様である。

このため、次のような防災上の特性をもつ地域を「都市地域」、「農村地域」と位置づけ、それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

「都市地域と農村地域の地域特性（相違点）」

都市地域	農村地域
○地域の繋がりは、町単位（自治会）で成立している。 ○新興住宅地域においては、地域の繋がりが弱く、自主防災体制を構築し難い。 ○旧市街地を中心として老朽木造住宅の密集地もあり、都市災害が深刻化することが想定される。 ○震災時には消火栓が使用不能となることも考えられるため震災時のための消防水利の確保が必要である。	○地域の繋がりは、基本的には農村集落単位である。 ○地域の繋がりは固く、自主防災体制を構築する基盤は十分にある。 ○土砂災害等の危険はあるが、都市のように震災によって災害が大きく拡大することは少ない。 ○消火栓を補完する水利は必要であるが、都市地域に比べて自然水利の活用が可能である。
○消防機関が組合消防体制になっており、数市町を管轄している場合が多い。	

(2) 防災都市・災害に強い農村の形成

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第 1 次：地区（自治会）、第 2 次：町、第 3 次：湖東土木事務所所管地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化、併せて都市・農村の防災化を、次のように推進する。

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第 1 次防災圏の形成			
○自主防災体制の構築			
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民や地域の企業によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み、自治会を基本単位として、地域住民、地域の企業を含めた自主防災組織を育成する。さらに訓練等によってその活性化を図る。	○自主防災組織の育成
○地域における情報収集・伝達体制の構築			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	○自主防災組織との連絡体制の整備
○自治会館や公園等の防災活動拠点化			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうるためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	○自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 ○自治会館等における防災訓練等の促進

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
○住民参加による防災の推進			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災基盤形成の推進が必要である。その実現のためには、地域住民のコンセンサスの醸成が欠かせないものである。	町は、防災基盤形成の推進にあたっては、防災まちづくり活動を促進し、地域住民のコンセンサスの醸成を図ることが望ましい。	○防災まちづくり活動の促進
○消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、そのために消火活動に支障をきたすことが考えられる。 このため、消火栓を補完する消防水利の整備が必要である。	町は、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、河川、用水路、ため池等の自然水利の把握に努め、消防水利として指定する。さらに、耐震性貯水槽を整備する等により消火栓を補完する消防水利の活用体制を構築する。	○耐震性貯水槽の整備 ○自然水利・指定水利の活用体制の構築
○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築			
	愛荘町内においても一部の地域においては、老朽木造住宅の密集地が存在する。これらの地域においては地震時に大規模火災の発生の恐れがあるため特別な防災体制の構築が必要である。	町は、土地区画整理事業等により、老朽住宅密集地の改良に努めるほか、地域の自主防災組織における初期消火体制の構築等を図る。	○土地区画整理事業等 ○初期消火体制の構築
○避難地、避難路、避難所等の整備			
	住宅等が密集する地域において、地震時の大規模火災から地域住民が安全に避難するために、十分な広さを持つ避難地と安全を確保できる避難路を整備することが必要である。	町は、地震時の延焼火災からの地域住民の安全な避難を図るため、避難路や避難地、避難所等の指定・整備を推進する。	○避難地の指定・整備 ○避難路の指定・整備 ○避難所等の指定・整備
○災害に強い農村づくりの推進			
	農村地域においては、ため池等の人命に関わる被害が発生する可能性のある農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が存在する。こうした農業施設や危険箇所を地域住民が把握し、平常時から点検し、異常を施設管理者に報告する体制が必要である。	町は、人命に関わる被害が発生する可能性のあるため池等の農業施設や土砂災害危険箇所等が地震発生時にも大きな被害を与えないよう、施設管理者に対し、平常時から点検活動を行い、適切な管理に努めるよう指導する。	○ため池等の農業施設や危険箇所を地域住民が点検通報する体制の構築
第2次防災圏の形成			
○町・事業者・ボランティア等との連携の促進			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため町は、民間の組織と連携を図りつつ、災	町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランテ	○総合的訓練の実施

震災対策編
第1部 総則

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
	害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	イア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	
○町庁舎の防災拠点化			
	地震時には町庁舎は、町災害対策本部が設置される災害対策の中核である。 このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	町は、地震発生時の町庁舎の重要性に鑑み、耐震性の向上を図る。	○町庁舎の耐震性の向上
○救援物資輸送拠点の確保			
	地震時には、町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・保管・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	○救援物資配送拠点の指定 ○物流業者等との協定の締結
○ボランティア活動体制の構築			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	町は、災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	○災害時のボランティア活動拠点の確保 ○ボランティア関係団体に対する協力要請
○地域における防災リーダーの育成			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	○防災リーダーの研修
○消防団組織の強化			
	地震時には、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	○消防団員の増強 ○消防団の設備・機材の強化
○小中学校の防災拠点化			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を	災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	○校舎等の耐震化 ○避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等）

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
	推進することが必要である。		○情報伝達設備の整備
○都市公園の整備			
	地震が発生した場合には、安全な避難所として、また、延焼遮断帯として都市公園は重要な役割を果たす。このため、都市地域において都市公園の整備が必要である。	町（県）は、地震災害時における都市公園の重要性に鑑み、防災圏において都市公園の整備を推進する。さらに、その都市公園において、飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を目指す。	○都市公園における耐震性貯水槽の整備 ○都市公園における備蓄倉庫の整備 ○都市公園における放送設備の整備 ○都市公園におけるヘリポートの整備 ○池、井戸等の整備
○防災都市の形成			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災都市の形成が必要である。その実現のためには町が防災都市の形成を推進することが必要である。	町は、町の地域特性や地域の問題点に応じて、土地区画整理事業等による老朽木造住宅密集地の改良や緑地帯・都市計画道路等の延焼遮断帯の整備、都市公園等のオープンスペースの確保等、防災都市の形成を推進する。	○老朽木造住宅密集地の改良 ○延焼遮断帯の整備 ○オープンスペースの確保
○災害に強い農村基盤の形成			
	地震が発生した場合には、ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等で被害が発生し農業や住民の生活に支障をきたすことが考えられる。特にため池等の被害は人命に関わる災害に発展することもある。ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を強化し災害予防に努めることが必要である。	町は、地域特性や地域の問題点に応じて被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設を中心とした防災対策の実施や地すべりおよび急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を県との連携を図りながら推進する。	○被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設の防災対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策 ○地すべり区域の防災対策
第3次防災圏の形成			
○湖東土木事務所を中心として市町と消防本部を含む体制強化			
○県地方機関の防災拠点化			
○広域防災活動拠点の確保			
○災害拠点病院の指定・整備			
○災害時緊急物資の備蓄			

震災対策編

第2部 災害予防計画

(2-)

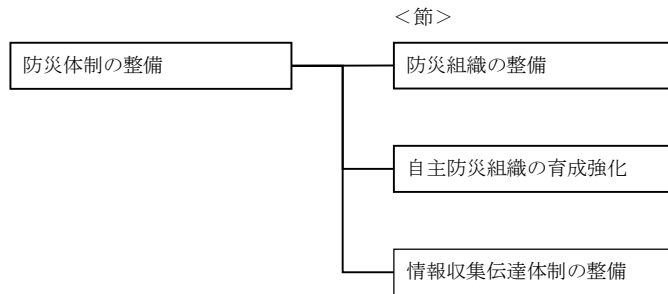
第1章 防災体制の整備	1
第1節 防災組織の整備	2
第2節 自主防災組織の育成強化	3
第3節 情報収集伝達体制の整備	4
第2章 地震災害予防対策	5
第1節 震動対策	6
第2節 液状化対策	7
第3節 二次災害対策	8
第4節 危険物等災害対策	11
第5節 下水道施設整備対策	12
第6節 避難体制の確立	13
第3章 防災まちづくりの推進	14
第1節 市街地・集落の整備	15
第2節 建築物の防災性向上	16
第3節 オープンスペースの整備	18
第4節 道路・橋梁の整備、道路災害予防対策	19
第5節 河川管理施設の整備	20
第6節 土砂災害の防止	21
第4章 防災関係施設等災害予防対策	23
第1節 電力施設の対策	24
第2節 LP ガス供給設備等の対策	31
第3節 ガス施設の対策	33
第4節 鉄道施設の対策	35
第5節 気象等観測施設の対策	37
第6節 通信施設の対策	38
第7節 放送施設の対策	42
第5章 避難施設等の対策	45
第6章 応急対策の事前整備	46
第1節 防災資機材等の整備	47
第2節 救助・医療救護体制の整備	48
第3節 給水体制の整備	50
第4節 食料・生活物資供給体制の整備	51

第5節	ごみ・し尿処理体制の整備	52
第6節	災害用ヘリポートの整備	53
第7章	その他注意を要する事項の予防対策	54
第1節	要配慮者対策	55
第2節	文教関係対策	56
第3節	文化財対策	57
第4節	農林水産関係対策	58
第5節	災害ボランティアへの支援	59
第8章	防災施策の推進	60
第1節	防災知識の普及・啓発	61
第2節	防災訓練の実施	68
第3節	防災調査の推進	69

第2部 災害予防計画

第1章 防災体制の整備

章の体系



第1節 防災組織の整備

コメントの追加 [A1]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 自主防災組織の育成強化

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課]

コメントの追加 [A2]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

方針

- 1 自主防災組織の具体的活動
- 2 組織の整備拡充
- 3 消防団の育成強化

現況

計画

- 1 住民の防災意識の高揚
- 2 自主防災組織の単位
- 3 既存組織の活用および指導等
- 4 自主防災組織の内容
- 5 自主防災計画（地区防災計画）の策定
- 6 施設・企業の自主防災計画
 - (3) 安全確保のための施設整備

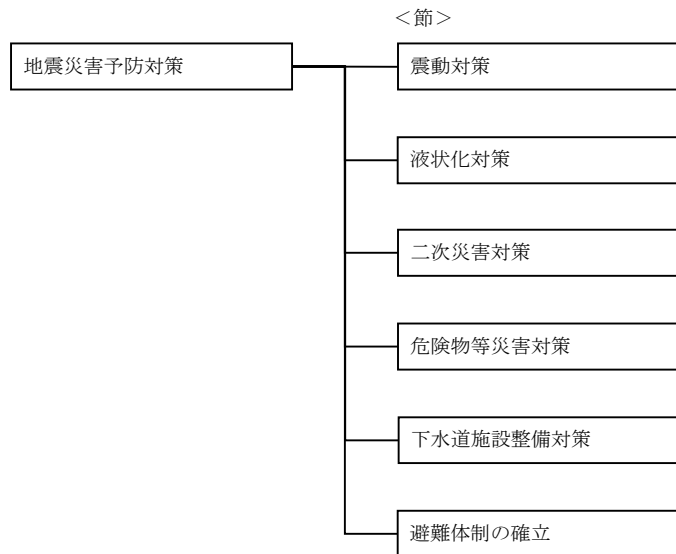
企業、施設所有者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3節 情報収集伝達体制の整備

コメントの追加 [A3]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2章 地震災害予防対策

章の体系



第1節 震動対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

地震時の揺れ（震動）を防止することは不可能であるから、震動に対して、人的および物的な被害を軽減するように努める。

現況

本町は、平成8年度に地震災害に関する防災基礎アセスメント調査を実施し、その結果、直下型地震を想定した場合には、本町では、震度5弱ないし震度6強が考えられる。

地震時には、震央距離や地盤の状況（岩盤、洪積層、沖積層、液状化層）等により、地盤震動（震度）が異なる。

地震動による危険性として、落下・倒壊物が考えられ、狭小道路沿いのブロック塀や商店街等の看板等の落下物が多い。

計画

1 建造物の耐震化

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合には、この特性を勘案した耐震性構造物を建設し、また既設の構造物については、耐震性の診断・補強を促進する。

なお、対象となる構造物は、用途、機能別に以下のものである。

- (1) 建物およびその附属施設
- (2) 土木構造物（道路・橋梁・堤防・鉄道等）
- (3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (4) その他、特殊構造物等

2 落下物などの除去

従来の地震災害による死亡原因は、家屋倒壊や火災によるものが多かった。しかし近年は、宮城県沖地震、阪神淡路大震災などに見られるように、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下等による死者が増大している。地震時に倒壊、落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を促進する。

コメントの追加 [A4]: 251006 メールによる修正
※第一部3節2(2) p1-17 との整合性のため修正

第2節 液状化対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

液状化の危険性の高い地域では、可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

現況

液状化現象は、ゆるく堆積した砂地盤で、地下水位が高い（浅い）地域に起きやすい。防災アセスメント調査で液状化判定を行なったが、東円堂、愛知川、豊満、長野東、長野西、軽野、蚊野外、沖、宮後の集落では、液状化発生の危険性は高い。

計画

1 液状化発生の防止

- (1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くないように配慮する。
- (2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合せるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎、または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。
- (2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

3 液状化対策の推進

県下では湖岸および旧河川敷を中心に軟弱地盤が分布し、大規模地震が発生すると地盤が液状化する危険性がある。県では、昭和57年より地震対策研究事業を実施し、既存のボーリングデータを収集しデータベースを構築し、調査研究結果の報告書を関係機関に配付している。

この調査の結果として、液状化危険度が高いとされた地域や今後新たな科学的知見やデータが得られた場合においては、具体的な工事実施の際に、より慎重な調査を行い、適切な対策を講じるよう努めることとする。

第3節 二次災害対策

〔東近江消防本部・団、くらし安全環境課、建設・下水道課、県土木交通部〕

方針

大地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊等の直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

- 1 堤防や堰堤の決壊による水害
- 2 斜面崩壊等による土砂災害
- 3 雪崩等の雪害
- 4 地震に伴う火災
- 5 危険物等による災害
- 6 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、町防災計画（震災編）の災害予防対策を実施するなかで、震災予防に対する措置を強化して震災予防に努める。

現況

一般的に各種災害の予防対策を実施しているが、特別に震災予防を考慮した対策は行っていない。

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは、集落の延焼火災であるが、町において、既往地震による火災の記録は、特にない。しかし、本町の集落地は、木造家屋の密集地区が比較的存在し、延焼火災の危険性は低いとはいえない。

計画

延焼火災に対する震災予防計画は、以下のとおりである。

1 出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

- (1) 各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及
- (2) 耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等、電気火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付け等の普及徹底
- (3) 変電設備、自家発電設備、蓄電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進
- (4) 多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全

化対策の推進

2 初期消火体制の整備

(1) 家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

また、消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問しての防災指導を徹底する。

(2) 自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。このため、町は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

4 消防力の強化

国の「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、必要な施設や人員の整備に努めるとともに、新たな消防水利の整備を推進する。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力等を勘案した総合的な消防計画を策定する。

(2) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

消火栓および貯水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を図る。

なお、近年水道施設について、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの流出を遮断するシステムの導入が進められているので、町は、地震時において断水情報が速

コメントの追加 [A5]: 県計画（震災編）p89 下段

やかに把握できる体制を確立し、その適切な運用を図る。

(5) 化学消防資機材の整備充実

化学消防ポンプ自動車等の整備・増車、資機材の充実、高度化を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤および必要資機材の備蓄と使用訓練の励行を指導していく。

5 一般建築物の防災対応

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の防災対応を推進する。

第4節 危険物等災害対策

コメントの追加 [A6]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

〔くらし安全環境課、福祉課、東近江消防本部・団、関係事業所等、県防災機器管理局、
近畿経済産業局〕

方針

危険物施設等が地震発生時に火災等の被害を受けた場合、周辺地域に多大な影響を与える可能性がある。こうした被害を防止するため、危険物施設等の実態把握を進めるとともに、地震発生時にこれらの施設から危険物等による災害が発生しないよう、施設自体の耐震性強化と、管理体制に関する指導・啓発を推進し安全性の向上を図る。

現況

- 1 危険物施設
- 2 高圧ガス施設
- 3 毒物・劇物施設

計画

- 1 危険物施設
- 2 火薬類・高圧ガス施設
- 3 毒物・劇物施設

第5節 下水道施設整備対策

〔県琵琶湖環境部、建設・下水道課〕

方針

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するため、また、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除等を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを町の災害から保護し生活の安定を図る。

現況

県の中央部にある琵琶湖は、古くから県民の生活をはぐくみ、京阪神に良質な水資源を供給し、くらしや経済・文化をささえてきた命の湖である。

下水道については整備も進み、それに伴い普及率も高まるなか、衛生的で快適な生活環境を保全するため、公共下水道への接続が早期にされるよう更なる啓発と推進に取り組んでいる。

計画

本町の下水道計画は、県の実施する「湖南中部」「湖西」「東北部」および「高島」の4処理区と関係する14市6町の琵琶湖流域下水道等のうち「東北部」処理区に含まれており、令和6年3月31日現在で普及率99.1%であり、早期完了をめざし整備する計画である。また、これらの整備と併せて、防災の視点から施設整備対策等を行う。

1 下水道施設の耐震化の推進

既存の下水道施設の耐震化については、県が耐震診断を実施して定めた琵琶湖流域下水道耐震対策計画（案）を参考としながら、優先度の高い施設の耐震化を進める。今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）等の基準に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

2 下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定および定期的な見直しを行う。

- (1) 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）
- (2) 優先実施業務（通常業務、災害対応業務）
- (3) 訓練、維持改善計画
- (4) 非常時対応計画（優先実施業務の選定、「対応の目標時間」の決定）
- (5) 事前対策計画（耐震化の推進、民間企業との協定締結等）

コメントの追加 [A7]: 【確認】担当課に最新データ確認

第6節 避難体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、東近江消防本部・団]

方針

町は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう、避難体制を確立する。併せて、町域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

現況

地震を主目的とした警戒避難体制は、未整備である。

計画

1 避難計画、避難者受入計画の策定

(1) 避難計画の策定

地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、くらし安全環境課および建設・下水道課は、関係各課の協力を得て、地域の実情に応じた避難計画を策定する。避難計画には地域ごとに次のような事項を定めるとともに、町域を越える避難の実施についても検討する。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

ウ 避難経路

なお、地震に伴う大規模火災と河川破堤による浸水被害が同時発生するなど、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

(2) 避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受け入れること（広域一時滞在）を想定し、県等と調整の上、避難者受入計画を策定するよう努める。

4 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難先、避難方法等）について、防災マップ・広報等の配布を通じて、町民に対する周知の強化を行う。

3 地震情報システムの導入（住宅・道路の状況、建物の情報）

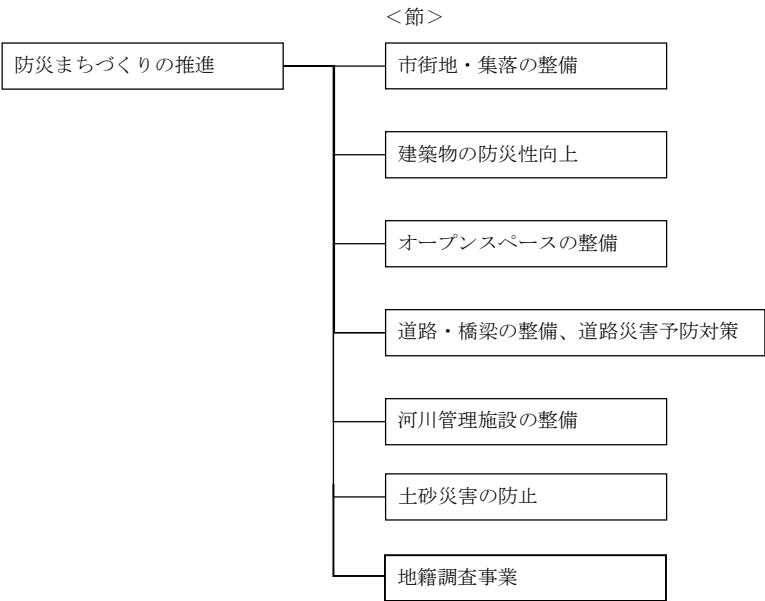
くらし安全環境課は、地震情報や災害情報を迅速に収集・伝達するため、各種情報システム等の導入を図る。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

町、東近江消防本部・団は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

第3章 防災まちづくりの推進

章の体系



第1節 市街地・集落の整備

[建設・下水道課]

方針

現況

計画

- 1 市街地・集落地の再整備
- 2 住宅地区および小規模住宅地区改良事業
- 3 液状化対策の推進

特に、砂質の沖積層地域では、大地震に際して地盤が液状化することが考えられるので、過度の集積を避けてオープンスペースの確保等に努めるとともに、高層建築物や重要構造物の建設に当たっては、地盤改良等を行うよう指導する。

コメントの追加 [A8]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

第2節 建築物の防災性向上

〔東近江消防本部、くらし安全環境課、教育委員会、建設・下水道課〕

方針

不特定多数の者が集まる施設、高層・大型化した特殊建築物、公共施設および一般住宅等、個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築、補修および防災設備の整備等の指導、奨励を実施する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、数値目標の設定などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

現況

高層・大型化の特殊建造物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は、その防災対策が望まれる。

＊ 不特定多数の者が集まる施設【資料編参照】

計画

1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店、診療所等の不特定多数者が使用、出入りする特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上および防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

2 一般住宅の耐震診断、耐震改修等

町は、県等と連携し、一般住宅について、次のような対策に努める。

- (1) 住宅の耐震化の促進にあたっては地域住民の意識がきわめて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努める。
- (2) 地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建替えを促進する対策を実施するよう努める。
- (3) 耐震診断ならびに耐震改修の促進を図るため、診断方法や改修工法の広報等に努める。
- (4) 耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努める。

3 公共建築物の耐震・不燃化

学校、庁舎、公民館、診療所等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における

る避難救護施設として利用される。これらの施設の新・増築に当たっては、耐震・耐火性の強化促進とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (4) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空地の確保に努める。
- (6) 周辺の施設の不燃化を促進するとともに、敷地周囲の緑地化等により防火遮断帯の形成に努める。

なお、町が所有する施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表するように努める。

3 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

昭和56年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

4 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

第3節 オープンスペースの整備

[建設・下水道課、農林振興課]

コメントの追加 [A9]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第4節 道路・橋梁の整備、道路災害予防対策

[建設・下水道課、農林振興課、県土木交通部]

コメントの追加 [A10]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

方針

現況

計画

1 緊急輸送路・避難路の整備推進

2 道路・橋梁の整備

3 道路施設の災害予防

4 道路情報システムの整備

5 林道・農道の災害予防

6 交通安全施設の災害予防

7 道路災害予防対策

(2) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の整備および災害に対する安全性の確保等

(イ) 地震による二次災害時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。

第5節 河川管理施設の整備

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

地震時における河川管理施設の出水被害を防止するため、水門等の重要河川構造物の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を図る。

現況

本町には、1級河川が12河川あり、そのうち淀川水系愛知川および宇曾川が琵琶湖に流入している。

これらの河川の特徴は、上流部では溪流となって川幅も狭く急流であるため、土石流が生じる危険性がある。

現在、改良工事等の整備推進がなされ、河川内の浚渫も行なっているが、低地河川および蛇行箇所安全度の保全等、治水の抜本的対策を推進することは急務であるが、治水事業は長期にわたるため、ゆめぬ努力と巨額の費用が必要である。

＊ 河川重要水防区域【資料編参照】

計画

1 河川管理施設の災害予防の推進

緊急消火・生活用水の確保を容易にする階段護岸の整備等の河川改修事業を促進する。

第6節 土砂災害の防止

[建設・下水道課、農林振興課、県土木交通部、県琵琶湖環境部]

方針

地震や地震後の降雨によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止、軽減するため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を推進するとともに、住民に対する危険箇所の周知、防災意識の普及・向上に努める。

現況

- 1 急傾斜地崩壊対策関連
- 2 土砂災害警戒区域
- 3 治山対策関連
- 4 砂防（土石流）対策関連
- 5 造林対策関連

計画

- 1 急傾斜地崩壊対策
- 2 土砂災害警戒区域における対策
- 3 治山対策
- 4 砂防対策
- 5 造林対策

コメントの追加 [A11]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

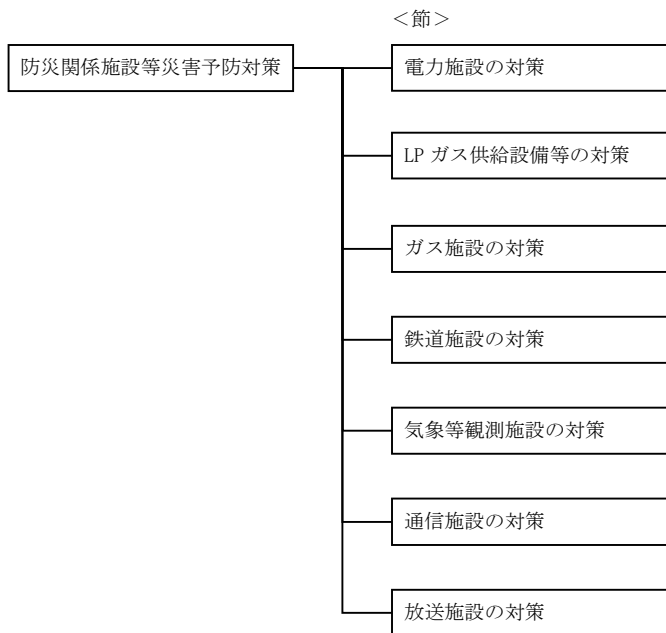
第7節 地籍調査事業

[建設・下水道課]

コメントの追加 [A12]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第4章 防災関係施設等災害予防対策

章の体系



第1節 電力施設の対策

[関西電力㈱、関西電力送配電㈱]

方針

~~電力施設の耐震性の強化、および被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。~~

電力施設は、町民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

現況

電力施設の防災については、平常時から保安関係規程、支達等に基づき、施設の維持管理や改良を行うとともに、計画的に巡視点検、測定を実施している。

大地震により電力施設に被災の恐れがある場合には、関係情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、防災業務計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）、滋賀支社非常災害対策支達（関西電力㈱）、滋賀本部非常災害対策支達（関西電力送配電㈱）に基づき、部門ごとに重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

連絡先

関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	大津市におの浜4-1-51	TEL 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)
-------------------	---------------	-------------------------------------

計画

1 施設の耐震性の強化等地震動への対応

(1) 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

コメントの追加 [A13]: 県計画（震災編）p53～p57 に
全文整合させた

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路…… 終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路…… 埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規定等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

2 通信設備対策

- ~~(1) 主要通信系統の2ルート化~~
- ~~(2) 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保~~
- ~~(3) 無停電電源、予備電源の強化~~
- ~~(4) 移動無線応援体制の強化~~
- ~~(5) 近畿地方非常通信協議会組織による各機関との相互協力~~

3 電気工作物の巡視、点検、調査等

~~電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合は、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。~~

4 復旧用資材の確保ならびに輸送力確保の体制確立

- ~~(1) 所要資材需給計画の策定~~

- ~~（2）在庫、流用を含む資材の調達~~
- ~~（3）運搬業者ならびに道路状況の把握~~

~~5 防災訓練~~

~~防災意識の高揚を図り、円滑に防災対策を推進するための防災訓練を実施する。~~

- ~~（1）訓練の種類~~
 - ~~ア 災害対策情報連絡~~
 - ~~イ 災害対策復旧計画訓練~~
 - ~~ウ 災害対策実施作業訓練~~
- ~~（2）訓練の方法~~
 - ~~ア 会社規模における総合または部門別訓練~~
 - ~~イ 地域規模における総合または部門別訓練~~
 - ~~ウ 各防災機関の実施する総合訓練への参加~~

2 防災業務施設および設備の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

（1）観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
- イ 地震動観測設備

（2）通信連絡施設および設備

ア 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

（ア）無線伝送設備

- a マイクロ波無線等の固定無線回線
- b 移動無線設備
- c 衛星通信設備

（イ）有線伝送設備

- a 通信ケーブル
- b 電力線搬送設備
- c 通信線搬送設備、光搬送設備

（ウ）交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

（エ）ＩＰネットワーク設備

（オ）通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(4) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

ア 水防関係

- a ダム管理用観測設備
- b ダム操作用の予備発電設備
- c 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- d 排水用のポンプ設備
- e 車両等のエンジン設備
- f 警報用設備

イ 消防関係

- a 消火栓
- b 各種消火器具および消化剤
- c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

ア ガス検知器、漏油検知器

イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保

し、整備・点検を行う。

(8) 防災機関との事前連携

関西電力および関西電力送配電は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

(9) 無電柱化の実施

災害時、電柱倒壊による停電や道路の通行不能を防ぐため、自治体や電線管理者等と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に、電線共同溝等による無電柱化事業に参画していく。

3 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

4 電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

5 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

6 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

7 マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

第 2 節 LP ガス供給設備等の対策

[（一社）滋賀県 LP ガス協会]

方針

LP ガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、LP ガス供給設備の維持管理ならびに教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

現況

現在、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行なっている。

屋内のガス設備については、住宅および事業所ともに建物の倒壊等による損壊が発生すると思われる、特に住宅の場合は、LPガス販売店との連携が要せられる。

連絡先

（一社）滋賀県エルビーガス協会	大津市松本1-2-20	TEL 077-523-2892
-----------------	-------------	------------------

計画

1 保安体制

液化石油ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

2 LPガス施設対策

(1) LP ガス製造設備

新設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

(2) LP ガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度 5 以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

(3) LP ガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するととも

に、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

3 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

4 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

5 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上、被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

6 広報活動

(1) 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、LPガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

(2) 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、ガス供給設備ならびに消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LPガス事故防止についての注意事項を周知する。

第3節 ガス施設の対策

[~~大阪ガス(株)~~京滋導管部[大阪ガスネットワーク\(株\)](#) 京滋事業部]

方針

ガス施設は、住民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。

このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

現況

現在、~~大阪ガス(株)~~京滋導管部[大阪ガスネットワーク\(株\)](#)京滋事業部が本町の一部に、都市ガス（天然ガス）の供給を行なっている。

ガス施設については、製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

なお、屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊の発生が懸念される。

連絡先

大阪ガス(株) 京滋導管部 大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部	京都市下京区中堂寺栗田町93	TEL 0120-544-209 ガス漏れ専用フリーダイヤル 0120-819-424
--	----------------	---

計画

1 耐震性の確保・強化

(1) 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

(2) 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

2 二次災害防止のための設備対策

(1) 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止す

震災対策編

第2部 災害予防計画

るため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

(2) ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

(3) 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を推進する。

3 情報収集設備対策

(1) 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらなる増設を推進する。

(2) 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

ア 移動無線系による通信体制の強化

イ 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実

ウ 緊急時の通信統制のルール化

(3) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

4 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

5 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

ウ その他災害予防に必要な事項。

6 関係事業者との協力体制の確立

大津市企業局と、地震発生時の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

第4節 鉄道施設の対策

〔東海旅客鉄道㈱ 新幹線運行本部、近江鉄道㈱、一般社団法人近江鉄道線管理機構〕

方針

各鉄道事業者は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

また、町は関係事業者と十分な協議を行う。

現況

本町を通過している東海道新幹線は本町のほぼ中心部を南北に 2,827m 縦貫しており、これにほぼ平行して近江鉄道が通過している。

連絡先

東海旅客鉄道㈱ 新幹線鉄道事業部	大阪市淀川区西中島5-5-15	TEL 06-6302-7961 FAX 06-6307-2093
近江鉄道㈱ 本社	彦根市駅東町15番1	TEL 0749-22-3301 FAX 0749-23-8418
一般社団法人近江鉄道線管理機構	彦根市古沢町187番地2	TEL 0749-49-2311 FAX 0749-49-2271

計画

1 東海旅客鉄道㈱ 新幹線鉄道事業本部

(1) 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

従来の早期地震警報システムを全面的に更新し、平成 17 年より新しい早期地震警報システム（テラス）を使用開始した。

このテラスは、地震動の初期微動より新幹線への影響度合いを判断して、必要な場合は警報を発信し、列車の速度を低下させるものである。また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組を推進する。

(2) 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っており、橋りょう等構造物の設計計算上の水平震度は 0.2（200 ガル）を採っている。

また、安全率を 2～3 にしており、関東大地震級の烈震（250～400 ガル）には十分耐えら

れるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋けた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し今後とも、逐次補強工事を進め強化を図っていく。

(3) 防災訓練

災害発生においても、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

2 近江鉄道㈱、一般社団法人近江鉄道線管理機構

地震災害時における安全対策として以下の対策を推進する。

(1) 緊急地震速報受信システムの設置

運転指令室（CTC センター）に設置した緊急地震速報受信システムにより、P波を検知した時点で緊急信号を発報し、列車を安全に停止させる。

(2) 施設、設備の耐震性の確保

ア 線路の設備

(ア) 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

(イ) 橋梁の整備

橋梁について点検、調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

イ 救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

第5節 気象等観測施設の対策

[彦根地方気象台、永源寺ダム管理事務所、宇曽川ダム管理事務所、くらし安全環境課、
その他関係機関]

コメントの追加 [A14]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第6節 通信施設の対策

[県防災危機管理課知事公室、西日本電信電話（N.T.T.西日本）株 滋賀支店、警察、非常通信協議会、愛知川郵便局]

コメントの追加 [A15]: R7.7.1 社名変更

方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止するとともに、災害による故障が発生した場合の設備・回線の復旧を迅速かつ確に行うため、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

現況

1 県防災行政無線通信施設（県総合政策部知事公室）

(1) 建物

滋賀県防災行政無線の統制局である県庁本館は、平成28年1月に開所し免震構造としている。また、岩根山中継局、箱館山中継局は耐震構造としている。

(2) 設備

県は、平成25年度から3ヵ年計画で、県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系や地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政通信網の整備を行なった。衛星系については、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

また、平成23年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」には、ヘリコプターテレビが搭載されており、上空からの映像を受信できる体制も整備している。

さらに、衛星インターネット機器（スターリンク）の導入により、公衆回線等の途絶時においてもインターネットで情報収集等ができる環境を整備する。こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

2 一般通信施設（西日本電信電話（N.T.T.西日本）株 滋賀支店）

(1) 建物

建物や無線鉄塔は震度6程度の大地震にも耐えられる耐震構造としている。

(2) 所外設備

ア 主要なNTTビル間を専用トンネルで結ぶとう道内は、難燃性ケーブルの使用や防火壁の設置等により、出火、延焼が起りにくい構造としている。

イ 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。

ウ NTTビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2ルート化により複数のルートを確保している。

コメントの追加 [A16]: 県計画（震災編）p63 下段

コメントの追加 [A17]: R7.7.1 社名変更

(3) 所内設備

- ア 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。
- イ 中継交換機等を設置しているNTTビルを分散し、危険回避を図っている。
- ウ 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

(4) 災害対策用機器

- ア 通信途絶の回避と指定避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星、超小型衛星通信装置、移動無線車等を配備している。
- イ 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換機として、非常用交換機を主要地域に配備している。

連絡先

西日本電信電話株式会社 滋賀支店	NTT西日本	大津市浜大津1-1-26	TEL 077-510-0961
------------------	--------	--------------	------------------

コメントの追加 [A18]: R7.7.1 社名変更

3 警察通信連絡（県警察）

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、多様な通信手段の開発を働きかけるなどして、災害時における通信障害発生時にも耐えられるよう整備を行う。

4 非常通信（非常通信協議会）

非常災害時において、公衆通信回線が途絶したり、またその利用が困難となったとき、電波法第52条の非常通信の活用のほか、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条および水防法第20条の規程により、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる。非常通信協議会は非常通信の円滑な実施を確保するための必要な体制を整備することを目的に、総務省を中心に無線施設の設置者や非常通信に関係の有する者により構成している。

無線施設設置者の通信設備を利用して町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備える。

5 郵便施設（愛知川郵便局）

現在、集配業務を行う主要郵便局は、ほとんどが鉄筋コンクリート造りに改善されているが、建築後、相当経年している局については、耐震性、不燃堅ろう性について十分とは言えない。

計画

1 県防災行政無線通信施設（県総合政策部）

県は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化・確立に努めるとともに、システムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

2 一般通信施設（西日本電信電話（N.T.T.西日本）株 滋賀支店）

西日本電信電話（N.T.T.西日本）株 滋賀支店は、大地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

コメントの追加 [A19]: R7.7.1 社名変更

(1) 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

- ア 情報連絡体制の強化・充実
- イ 関係設備の監視強化・充実
- ウ 関係設備の点検整備
- エ 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- オ 回線等の応急措置の準備
- カ 災害発生危険設備の補強および防御
- キ 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- ク 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

(2) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

(3) 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

(4) 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

(5) 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

(6) 災害時、電柱の倒壊による通信の寸断や道路の通行不能を防ぐため、自治体や他電線管理者と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に無電柱化事業に参画していく。

コメントの追加 [A20]: 県計画（震災編）p65 下段

3 警察無線通信施設（県警察）

警察通信施設にあつては、あらゆる災害に対処できるよう、県警察本部、各警察署、交番・駐在所および無線中継所における通信施設の耐震対策を進めているが、今後とも、警察通信施設の新設や更新時により一層の耐震性の向上に努める。

4 非常通信（非常通信協議会）

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、または、その利用が著しく困難な場合に、電波法第 52 条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局）との連携の強化に努める。

町、県および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力

体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。

5 郵便施設（愛知川郵便局）

郵便物の運送、集配および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めることと、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の整備に努める。

第7節 放送施設の対策

[日本放送協会大津放送局、(株)京都放送滋賀放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、
FM ひがしおうみ、エフエムひこねコミュニティ放送(株)]

方針

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、各放送事業者は、保有する通信放送施設や設備の耐震性向上を図るなど災害予防対策に努める。

現況

1 日本放送協会大津放送局

地震災害に際して、放送の送出および受信を確保するため、災害対策規定を策定し、放送設備の被害を最小限に止めるとともに、災害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、早期完全復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払っている。

なお、県内の放送設備は、想定される非常災害に対して、対応措置を実施済みである。

2 びわ湖放送(株)

放送については、できるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう、自家発電設備により停電時の対応に備えているほか、無停電電源による「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備になっている。その他、びわ湖放送制定の「災害対策要領」により、災害対策の万全を図っている。

3 (株)京都放送滋賀放送局

地震災害に際して、放送業務を確保するため、非常災害対策要領を策定し、これに基づき放送施設の防災ならびに緊急取材体制の充実を図っている。演奏所、送信所においては、非常電源設備を設置し、予備送信機、臨時空中線、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を配し、有事に備えている。

4 (株)エフエム滋賀

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)

地震災害に対して、以下の対策を行なっている。

- (1) 放送設備は無停電電源を配置し、局舎には自家発電装置を設置し、常時電源の確保
- (2) 通信回線不通を想定し、町内をカバーできる業務用無線を配置して通信手段の確保
- (3) 局不在時の局員呼出連絡手段を確保

(4) 災害時での放送マニュアルを作成して災害対策放送に万全の体制を図る

連絡先

日本放送協会大津放送局 (略称NHK)	大津市打出浜3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送㈱ (略称BBC)	大津市鶴の里16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
㈱京都放送滋賀放送局 (略称KBS)	彦根市大東町13-1	TEL 0749-26-1215 FAX 0749-26-1220
㈱エフエム滋賀	大津市西の庄19-10	TEL 077-525-0814 FAX 077-525-0836
FMひがしおうみ	東近江市八日市上之町9-488	TEL 0748-24-5501 FAX 0748-24-5502
エフエムひこねコミュニティ 放送㈱	彦根市立花町6-19 OBPビル2階	TEL 0749-30-3355 FAX 0749-27-3986

計画

1 日本放送協会大津放送局

想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。

2 びわ湖放送㈱

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 放送機器の倒壊、落下防止、その他諸設備については、全面的に補強整備が完了しているが、引き続き放送設備の防災化構造の推進を図る。
- (2) 社屋については、耐震性調査を行い必要な措置を講ずる。

3 ㈱京都放送滋賀放送局

人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 放送局舎および施設の補修・補強を実施する。
- (2) 中継用移動無線機の伝播試験、機能向上に努める。
- (3) 非常用発電機の点検、エンジンの整備、燃料の備蓄等を行う。
- (4) 空中線の安全確保のため、点検補強を行う。

4 ㈱エフエム滋賀

非常災害時、または発生の恐れがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

- (1) 仮設スタジオにおける放送機材の整備

- (2) 演奏所事務部門の耐震補強対策の推進
- (3) 緊急時の交通路の事前把握
- (4) 食料や消耗品等の一定量の備蓄

5 エフエムひこねコミュニティ放送㈱、FMひがしおうみ

放送各社が、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払うものとし、次の事項に関し、平常時から適切な措置を講じる。

(1) 施設、設備の整備

放送各社が別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

(2) 防災関係資機材の整備点検

ア 消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受けるおそれのある地区への応急機材の配備）

イ 無線中継状態の把握

ウ 移動無線機等の伝搬試験

エ 交通路の調査

オ 非常持出機器、書類の指定

カ 仮演奏所および仮設送信所の調査選定

キ 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査

ク その他必要と認められる事項

第5章 避難施設等の対策

[くらし安全環境課、住民課、建設・下水道課、福祉課、教育委員会、東近江警察署]

方針

地震災害時に、町民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、平素からその見直しと施設整備等に努めるとともに、地域および職場での周知徹底を図る。

現況

計画

- 1 指定緊急避難場所および指定避難所等の指定・整備
- 2 災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討
- 3 避難施設の管理者等との事前協議
- 4 指定避難所の管理運営体制の構築
- 5 避難路設定の検討
- 6 避難に関する情報の周知・広報
- 7 福祉避難所の整備

8 ~~協定・届出避難所の事前把握~~

~~町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。~~

98 応急仮設住宅の建設のための備え

109 公営住宅の利用のための備え

コメントの追加 [A21]: 一般対策編と内容が同じのころは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A22]: R7 防災基本計画 P44

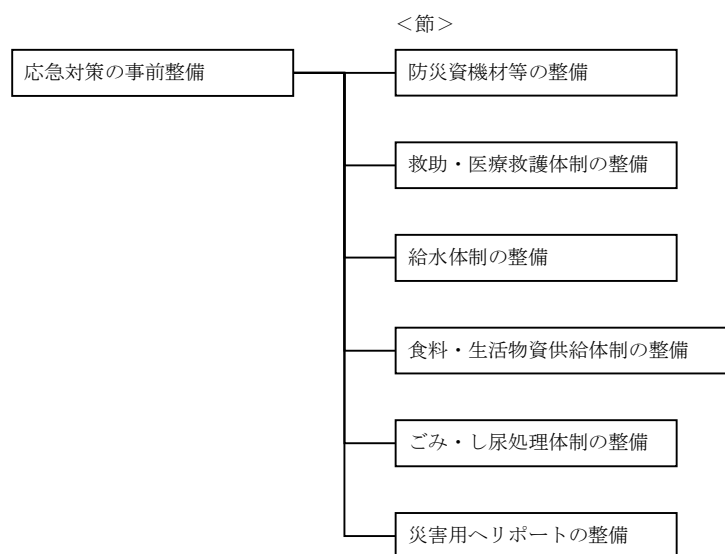
・能登半島地震を踏まえた修正

町として「協定・届出避難所」の運用を行うか

⇒届出避難所削除※251024 メールによる修正

第6章 応急対策の事前整備

章の体系



第1節 防災資機材等の整備

[くらし安全環境課、建設・下水道課、住民課、福祉課]

コメントの追加 [A23]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 救助・医療救護体制の整備

[東近江消防本部、健康推進課、福祉課、関係医療機関]

方針

町は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・町民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療救護体制の充実、医薬品の確保に努める。

地震災害時の救助・医療救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送および病院の受入れと一連の体制を円滑に実施する上で、災害時における医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するための広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるとともに、関係機関が連携を密にして集団救急事故（集中的に短時間の間に多数の傷病者が発生した事故）等における救助・医療救護体制の充実・強化を図る。

現況

計画

- 1 救助体制の整備
- 2 医療救護体制の整備
- 3 医薬品の確保
- 4 血液の確保
- 5 自主救護能力の向上

6 難病患者等への対応

難病患者等に対する救護活動については、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」に基づき、対象者の状況把握や町・支援機関との連携などの体制整備に努める。

7 人工透析者への対応

人工透析の必要な者の安全確保については、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」に基づき、透析医療機関や関係団体と連携し、災害発生時の連絡体制および患者の受入体制の整備に努める。

8 在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じる恐れがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、町等による在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連

コメントの追加 [A24]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

携などの体制整備に努める。

9 災害対応マニュアル等の作成

大規模災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平成26年度に県が策定した「広域災害時における医療救護活動指針」および平成27年度に県が作成した「災害医療（地方）本部アクションカード」を準用して各医療機関・団体で、それぞれの組織実状に合わせて医療救護活動マニュアルを策定し、平時から、体制確保と災害対策に努める。

10 広域災害・救急医療情報システムの整備

救急医療情報システムは、昭和54年度に初期導入し、平常時の救急医療情報の収集・提供を行なう「滋賀県広域災害・救急医療情報システム『医療ネット滋賀』」として運用している。また、平成11年度から災害時に迅速・的確な救援・救助が行われるよう、被災地の医療機関の状況、全国の医療機関からの応援受援状況等の全国共通の災害医療情報の収集のために国のシステム（EMIS）をして利用している。

コメントの追加 [A25]: 県計画（震災編）p92 中段

コメントの追加 [A26]: 県計画（震災編）p93 中段

第3節 給水体制の整備

[水道事務所、くらし安全環境課]

コメントの追加 [A27]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

方針

現況

計画

1 給水の整備目標

2 給水用資機材の整備

3 施設の耐震化の推進

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成27年6月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、指定避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行うなど、効果的、効率的な対策を推進する。

4 復旧体制の整備

5 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

6 民間との協力体制

7 自助努力の促進

8 非常災害用井戸の認定

第4節 食料・生活物資供給体制の整備

[住民課、くらし安全環境課、教育委員会、県]

コメントの追加 [A28]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第5節 ごみ・し尿処理体制の整備

[くらし安全環境課、建設・下水道課、湖東広域衛生管理組合]

コメントの追加 [A29]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

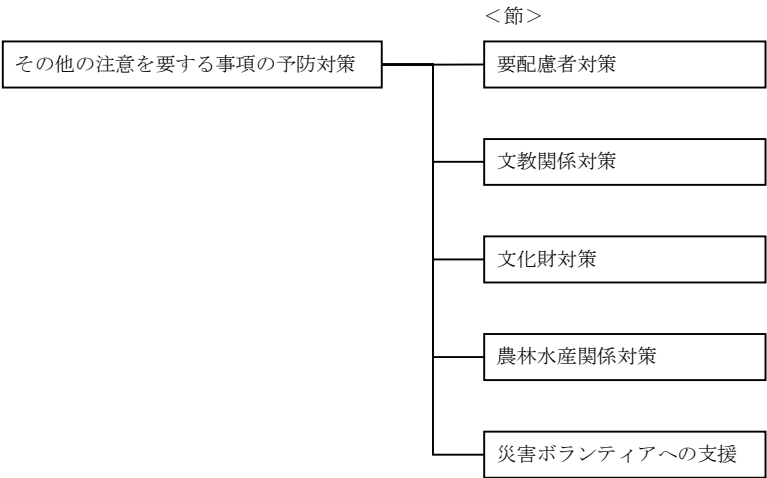
第6節 災害用ヘリポートの整備

[東近江消防本部、くらし安全環境課]

コメントの追加 [A30]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第7章 その他注意を要する事項の予防対策

章の体系



第1節 要配慮者対策

[福祉課、くらし安全環境課、東近江消防本部]

コメントの追加 [A31]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第2節 文教関係対策

[教育委員会]

コメントの追加 [A32]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第3節 文化財対策

[教育委員会、東近江消防本部・団]

コメントの追加 [A33]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

方針

現況

計画

- 1 施設等の整備
- 2 視察等による指導
- 3 地震に対する措置

地震動による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

また、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努める。

- (1) 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
 - (2) 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。
 - (3) 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。
 - (4) (公財) 滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。
 - (5) 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。
- 4 訓練および保護思想の啓発
 - 5 防災関係機関との協力

第4節 農林水産関係対策

[農林振興課]

方針

ため池や農業用調整池の損壊は、下流域に出水等による大きな被害を及ぼすため、これらの農業用施設の耐震点検を推進し、安全性の向上を図る。

現況

平常時から農林業に関する防災面での技術の向上および災害時の被害軽減のための方策について、広報活動を実施している。

計画

1 ため池等農業用施設の安全化

町、土地改良区等は、国庫補助事業や県単独小規模土地改良事業等を活用して、老朽ため池を緊急度の高いものから改修に努める。

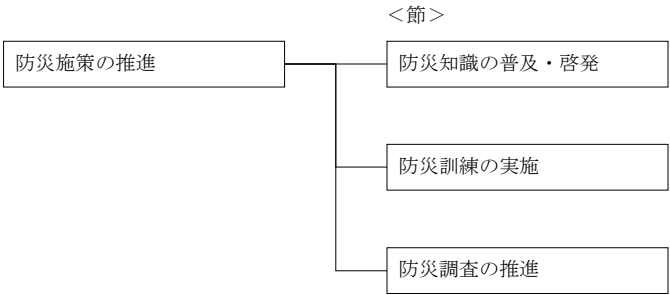
第5節 災害ボランティアへの支援

[くらし安全環境課、町社会福祉協議会、県]

コメントの追加 [A34]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第8章 防災施策の推進

章の体系



第1節 防災知識の普及・啓発

[各担当課、各防災関係機関]

方針

町および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民や事業所に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

現況

町および防災関係機関は、各担当課署において、必要に応じて防災知識の普及活動を実施しているが、今後、よりの確で詳細な知識の普及に努める必要がある。

計画

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町民に対する防災知識の普及・啓発

ア 実施方法

防災知識の普及・啓発は、おおむね次の手段等により地域コミュニティにおける多様な関わりの中で防災に関する教育の普及促進を実施する。

- (ア) 広報、回覧文書の配布
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 洪水、土砂災害等の災害事象の特性や避難すべき区域、判断基準、避難に係る情報の伝達方法等を的確にした洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布
- (エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (オ) 防災フェア、講習会、研修会等の開催
- (カ) 防災行政無線放送の利用
- (キ) 広報車等による巡回
- (ク) 社会教育を通じた指導
- (ケ) 電子メールやインターネットの活用
- (コ) 緊急地震速報の周知

イ 普及すべき内容

震災対策編

第2部 災害予防計画

(ア) 町防災計画（震災編）等の概要

くらし安全環境課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、町防災計画（震災編）の要旨や各機関の防災体制等を、広報および町ホームページにより町内各世帯に広報する。

(イ) 地震災害予防の知識

- a 南海トラフのプレート境界型地震、琵琶湖西岸断層帯等の内陸活断層を震源とする地震の発生機構に関する知識
- b 震度情報に関する一般的な知識
- c 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- d 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法
- e 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- f 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- g 各地域における避難場所および避難路等に関する知識
- h 避難生活に関する知識
- i 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震
- j 保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(ウ) 地震発生時の心得

町民が、地震の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 場所別、状況別の防災判断
- b 出火防止、初期消火の実施
- c 避難する場合の携帯品
- d 避難予定場所と経路
- e 隣近所の助け合い
- f 正確な情報の入手方法
- g 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- h 地震発生後の警戒（規模の大きな地震が連続して発生する可能性等）
- i その他、防災上とるべき行動等に関する事項

(エ) 地震火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）

a 燃焼器具の対策

(a) 石油ストーブ

耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。

(b) 液体燃料器具

使わない時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止の

ための固定措置を採る。

(c) LP ガス

使わない時は、LP ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等で転倒防止のための固定措置を採る。

b 出火危険物の保管対策

次の物品については、転倒・落下・漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。

缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、コンロボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等。

(オ) 正しい情報の受理と伝達

a パニック防止

b 流言、飛語の抑制

(カ) 災害危険箇所

防災マップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

a 水防区域

b 急傾斜崩壊危険箇所等

ウ 実施期間

震災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月～9月
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日
ボランティアに関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	1月15日～21日 1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～31日
災害全般に関する事項	国民安全の日	7月1日

(2) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。

イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会および施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 学校教育における防災知識の普及

園児・児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や園児・児童・生徒一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、園児・児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

コメントの追加 [A35]: 県計画（震災編）p118

下段

R4 防災基本計画修正、R7 防災基本計画 p16 中段

ア 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、その内容に次の事項を含むよう努める。

(ア) 地震に関する基本的事項

(イ) 地震発生時の緊急行動

(ウ) 応急処置の方法

(エ) 教職員の業務分担

(オ) 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法

(カ) 学校（園）に残留する園児・児童・生徒の保護方法

また、県が平成23年度に作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用、防災教室指導者講習会の開催等により防災教育の一層の充実を図る

イ 園児・児童・生徒に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努める。

(ア) 地震に関する基本的事項

(イ) 地震発生時の緊急行動

(ウ) 応急処置の方法

(エ) 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法

(4) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者および自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 企業防災を促進する。企業が災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。

エ 町および県は、企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。

コメントの追加 [A36]: 県計画（震災編）p119 下段

コメントの追加 [A37]: 県計画（震災編）p119 下段

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

町の安全運転管理者および警察は、自動車の運転者に対して、地震発生時または地震の発生が予測される場合の自動車の運行等の措置に関する防災知識を普及する。

ア 方法

交通安全や町の安全運転管理者が主催する講習会のほか、適当な方法で広報する。

イ 内容

（ア）運転中に地震を感知した場合は、道路左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子を見る。

（イ）カーラジオで情報を聞く。

（ウ）警察官の指示に従う。

（エ）車を置いて避難する時は、エンジンキーを付けたままとし、ドアロックをしない。

（オ）避難に際しては、絶対に車を使用しない。

(6) 防災週間の周知徹底

防災知識の普及強化のため、防災週間（毎年8月30日～9月5日）を中心に年間を通じて、次のような防災普及活動を実施する。

ア 各種の防災訓練、防災フェア、展示会等の開催

イ 講演会、研修会、その他の防災教育

ウ ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布

エ 防災フォーラムの開催

オ 標語、作文、図画等の募集

カ 災害危険区域の周知

キ マスメディアによる広報

ク 緊急地震速報の周知

(7) 言い伝えや教訓の継承

町、県、各防災関係機関は、大規模災害に関する調査分析結果や映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、町と住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大

コメントの追加 [A38]: 県計画（震災編）p120 上段

R6 防災基本計画修正、R7 防災基本計画 p21 中段

人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりするなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

(8) 地震保険・共済等の普及啓発、加入促進

家屋等が被災した場合、生活再建に向けた復旧費用が多額にのぼるおそれがあることから、万一被災した場合でも一定の保証が得られるよう、町は、住民に対する地震保険・共済制度の普及啓発および加入促進に努めるものとする。

2 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているので、あらゆる機会をとらまえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

(1) 研修の実施

町職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識および防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

(ア) 災害活動の概要

(イ) 防災関係職員としての心構え

(ウ) 役割の分担

(エ) 防災資機材等の取扱方法

イ 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なる場合、または特殊な職務を担当する所属では、所属長は定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し、決定する。

ウ その他の研修・講習会

その他必要に応じて研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

(3) 職員初動マニュアルの活用

町関係課は、職員初動マニュアルを活用し、職員に対し、災害時の応急対策業務についての、周知徹底を図る。

3 防災教育・啓発のための基盤整備

県・町は、防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

4 要配慮者等への配慮

町、県は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。併せて、県は、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドライン」に基づき、町への情報提供を行い、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

コメントの追加 [A39]: 県計画（震災編）p120 上段

第2節 防災訓練の実施

[くらし安全環境課、東近江消防本部、各担当課]

方針

現況

計画

- 1 総合防災訓練
- 2 職員非常召集訓練
- 3 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また地震火災は同時多発する可能性があるので、そのための緊急活動開始訓練を行う。

- 4 情報収集伝達訓練
- 5 避難救助訓練
- 6 消防訓練・水防訓練
- 7 地域防災訓練
- 8 小、中学校および高等学校等の防災訓練
- 9 社会福祉施設、診療所等の防災訓練
- 10 防災関係機関の訓練
- 11 訓練内容の計画

12 感染症禍を想定した避難所開設・運営訓練

町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

コメントの追加 [A40]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A41]: 一般対策編との整合

コメントの追加 [A42]: 一般対策編との整合

コメントの追加 [A43]: 県計画（震災編）p12
R3 防災基本計画修正、R7 防災基本計画 p17 中段

第3節 防災調査の推進

[くらし安全環境課、各担当課、各防災関係機関]

コメントの追加 [A44]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

震災対策編

第3部 災害応急対策計画

(3-)

第1章 防災活動体制の確立	1
第1節 地震発生初期の措置	2
第2節 警戒体制の確立	3
第3節 町災害対策本部（町本部）の設置	5
第4節 職員の動員・配備	7
第5節 職員の出動・応援	8
第2章 情報の収集・伝達	9
第1節 通信連絡体制	10
第2節 地震情報等の情報	11
第3節 その他関連情報	14
第4節 被害情報等	15
第5節 広報	16
第3章 各種災害の応急対策	17
第1節 火災等の消防応急対策	18
第2節 危険物施設等の応急対策	20
第3節 突発重大事故の応急対策	21
第4章 応援要請・相互協力	22
第1節 県への応援要請	23
第2節 他の自治体等との相互応援	24
第3節 自衛隊の派遣要請の要求	25
第4節 航空機等の応援要請	26
第5章 災害救助法の適用	27
第1節 町の災害救助活動	28
第2節 災害救助法の適用	29
第6章 避難救出対策	30
第1節 避難収容	31
第2節 各種施設等の避難対策	39
第3節 救出	40
第4節 災害警備	41
第7章 医療救護対策	43
第8章 生活救援対策	44
第1節 給水	45

第2節 食料	46
第3節 生活必需品	49
第4節 住宅	50
第5節 災害相談	52
第9章 交通輸送対策	53
第1節 交通の規制	54
第2節 交通の確保	55
第3節 輸送の手配	56
第10章 環境・保健衛生対策	58
第1節 障害物の除去	59
第2節 ごみ処理	60
第3節 し尿処理	61
第4節 防疫	62
第5節 下水道施設の応急対策	63
第6節 行方不明者の捜索・遺体対策	64
第7節 動物（犬、猫等）の管理	65
第11章 要員の確保	66
第12章 その他注意を要する事項の応急対策	67
第1節 要配慮者等の応急対策	68
第2節 文教関係の応急対策	69
第3節 農林水産関係の応急対策	71
第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止計画	72
第13章 各種施設等の応急対策	73
第1節 各種防災関係施設の応急対策	74
第2節 建造物等の応急対策	90
第3節 河川管理施設等の応急対策	93
第4節 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策	95
第14章 被災者への援助	96
第1節 災害弔慰金等の支給	97
第2節 災害援護資金等の貸与	98
第3節 災害義援金品の募集配分	99

第3部 災害応急対策計画

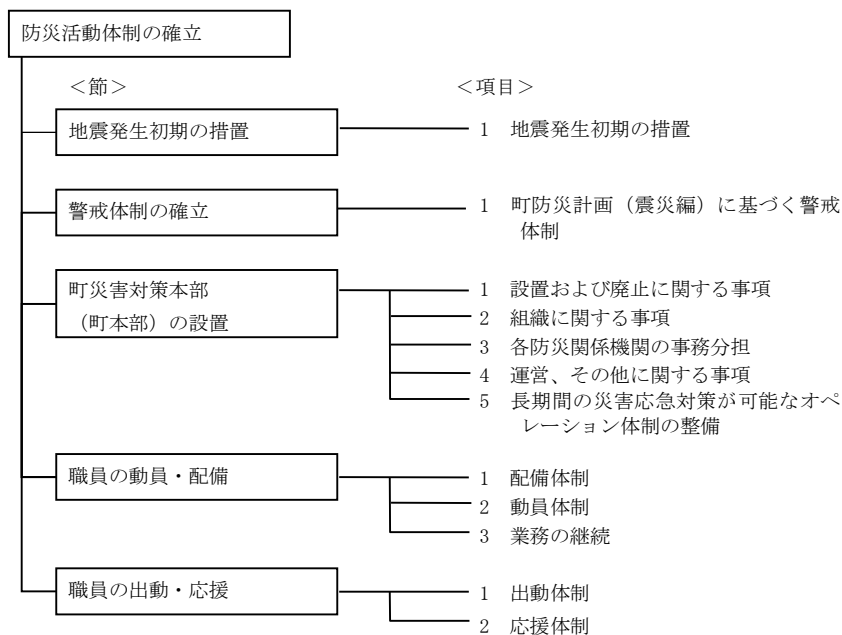
第1章 防災活動体制の確立

方針

地震が発生した場合、災害応急対策実施責任機関（町およびその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。

コメントの追加 [A1]: 県計画（震災編）p128 上段
能登半島地震を踏まえ、災害対応体制の強化のため

章の体系

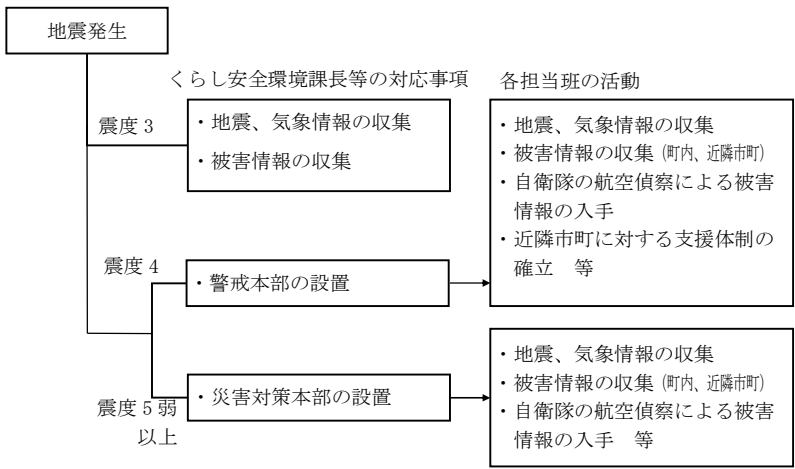


第1節 地震発生初期の措置

[関係各課長、町各班]

1 地震発生初期の措置

町本部は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合は、次の措置を講ずる。



第2節 警戒体制の確立

〔くらし安全環境課、建設・下水道課、その他関係各課、東近江消防本部・団〕

1 町防災計画（震災編）に基づく警戒体制

災害対策本部を設置する以前の体制として警戒本部を設置し、地震および気象等に関する情報の収集および災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備基準と配備体制

配備基準と配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
警戒待機体制	・町域に、震度3以上の地震を観測した場合。	少人数の人員で主として、情報の収集、連絡に当たり、警戒本部体制に向けた準備をする。	くらし安全環境課長 建設・下水道課長 他関係職員 公用車3台待機
警戒本部	・町域に、震度4以上の地震を観測した場合。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合 ・その他本部が必要と認める場合。 ※事態が切迫し、災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、本部長の指示により災害対策本部の設置に切り替える。	本部職員、関係課の職員および当番制職員によって構成し、必要に応じた職員の招集増員、その他の災害応急対策活動が実施できる体制。 ・第1・2配備に向けた準備をする。 ・指定避難所・高齢者等避難発令の準備を行う。	災害対策本部 本部員 関係職員（当番制職員含む） 町消防団 消防団長 公用車2分の1以内待機

(2) 警戒本部の設置

ア 被害情報の取りまとめおよび連絡調整のために設置する。

イ 警戒本部は、本庁舎内に置く。

ウ 警戒本部の長はくらし安全環境課長とし、事務局員は、くらし安全環境課職員および警戒体制配備人員で構成する。

エ くらし安全環境課は、警戒本部室に次の設備等を準備する。

電話	直通 10台・内線 61台
無線電話	防災行政無線遠隔制御器 3台
FAX	一般FAX 2台・防災FAX 1台

震災対策編

第3部 災害応急対策計画

備品関係	机、椅子、黒板、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、防災対応用品
防災資料	町および県の地域防災計画書、町および県の水防計画書、自治会長名簿、白地図、住宅地図、地区別防災カルテ、その他必要資料

オ 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

(3) 担当所管と処理事項（警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課等

警戒本部	(ア) 災害対策本部の設置の検討 (イ) 各課ならびに消防組合との連絡調整
くらし安全環境課	(ア) 警戒本部の運営 (イ) 気象台・各ダム管理事務所の情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課および関係機関への情報伝達
建設・下水道課	(ア) 河川巡視による情報収集と警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備 (エ) 風水害対策会議の開催
町消防団団長	(ア) 警戒本部における協議内容を団員へ共有

(4) 警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

災害対策本部本部員は、現場情報に基づく協議の上、災害対策本部員会議の召集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認める時、災害対策本部員会議を召集し、災害対策本部の設置について協議する。

第3節 町災害対策本部（町本部）の設置

[本部事務局、町各班、東近江消防本部、各防災関係機関]

コメントの追加 [A2]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

1 設置および廃止に関する事項

(1) 災害対策本部（町本部）の設置基準

地震災害が発生した場合で、次の基準に基づき災害応急対策に対処する必要があるとき、災害対策本部（以下「町本部」という）を設置する。

- ア 町域に震度5弱以上の地震が発生し、または局地的な災害の発生あるいはそのおそれがあり町本部を設置して、その対策を必要とするとき。
- イ 警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき。
- ウ その他、災害救助法による援助を要する災害が発生したとき。

(2) 町本部の廃止基準

災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり、町本部の廃止を適当と認めたときこれを廃止する。

(3) 町本部の配備体制および配備基準

町本部長は、災害の種類・規模・程度等の配備基準によって、町本部における次の配備体制をとる。

配備基準・配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
第1・2 配備体制 (災害対策本部)	- 町域に、震度5弱以上の大規模な地震を観測し、町本部を設置してその対策を必要とするとき。 - 町域において局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき。	- 警戒本部体制に加え、第1配備、第2配備を段階的に招集し、速やかに災害対応が出来る体制。 - 消防団長の指示により、幹部、機関団員を招集し、速やかに水防活動が出来る体制。 - 指定避難所の設置・高齢者等避難の発令	災害対策本部 本部員 第1A B 配備員 第2 配備員 ※段階的に招集 町消防団 団長 幹部団員 機関団員 愛知消防署愛知川出張所長 滋賀県情報連絡員 本庁公用車・消防車待機

震災対策編

第3部 災害応急対策計画

第3 配備体制 (災害対策・ 応急対策本 部の設置)	・事態が切迫し、危険性が 大で、第2配備では処理 しかねると認められると き。 ・全町域にわたって甚大な 被害を受ける災害が発生 し、またはそのおそれ があるとき。	・町職員全員を動員し、町の 全組織・全機能を挙げて、 災害応急対策活動が実施で きる体制。	災害対策本部 全町職員 町消防団 全団員 愛知消防署愛知川出張 所長 滋賀県情報連絡員 全公用車・消防車待機
特別配備	・状況により、町本部長が 必要と認めたとき。	・全職員で編成し、災害予防 ならびに応急手当、災害復 旧が実施できる体制。	各種機関、団体、自衛 隊への応援要請 全公用車・消防車待機

(4) 町本部の設置・廃止の伝達

町本部の設置および配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

通知および公表先	通知および公表方法	担当班
本庁舎内の各課	町防災行政無線・庁内放送等	総務班
愛知消防署、建設・下水道課	町防災行政無線・電話連絡・FAX	
県本部	県防災情報システム・県防災行政無線・電話 連絡・FAX	
防災関係機関（町防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関を通じての公表 広報車・防災行政無線放送	

2 組織に関する事項

3 各防災関係機関の事務分担

4 運営、その他に関する事項

5 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備

第4節 職員の動員・配備

[総務班、町各班]

1 配備体制

2 動員体制

(5) 自主参集

地震は、前触れなく発生するものであり、またこれによる二次災害は同時多発することが予測されるので、職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡の上、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。その場合、できる限り、徒歩または自転車を原則とする。

3 業務の継続

コメントの追加 [A3]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A4]: 一般対策編に合わせる

第5節 職員の出動・応援

- 1 出動体制
- 2 応援体制

[総務班、町各班]

コメントの追加 [A5]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

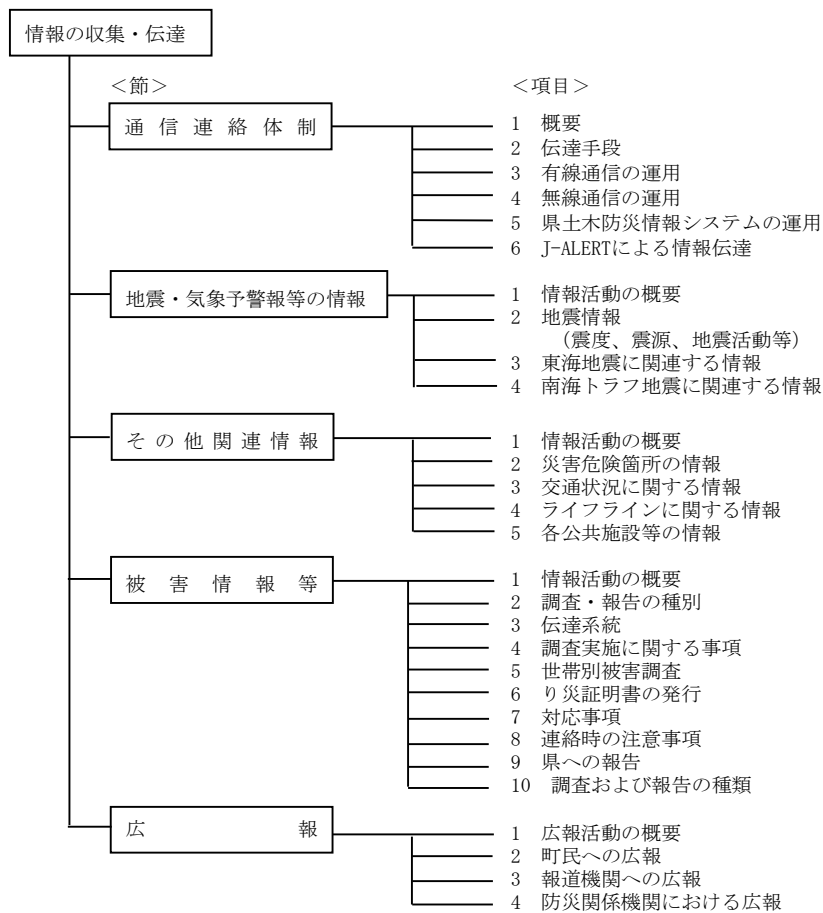
コメントの追加 [A6]: 一般対策編に合わせる

第2章 情報の収集・伝達

方針

災害応急対策実施機関（町およびその他防災関係機関）は、地震が発生した場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

章の体系



第1節 通信連絡体制

[総務班、町各班、防災関係機関]

コメントの追加 [A7]: 一般対策編に合わせる

1 概要

町および防災関係機関は、地震災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

(1) 災害に関する情報の種類

地震情報（震度、震源、地震活動等）	彦根地方気象台等から発表される情報
気象予警報等	気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	交通規制等、町域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

コメントの追加 [A8]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

- 2 伝達手段
- 3 有線通信の運用
- 4 無線通信の運用
- 5 県土木防災情報システムの運用
- 6 J-ALERTによる情報伝達

第2節 地震情報等の情報

[総務班、町各班、防災関係機関]

1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、法令等に基づく地震情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。
また、住民に対しては、防災行政無線放送等により速やかに情報を提供する。

(1) 地震情報等の情報の種類

種類	発令者等	根拠法令
地震情報（震度、震源、地震活動等）	彦根地方気象台長	気象業務法
南海トラフ地震に関連する情報 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	気象庁長官	大規模地震対策特別措置法 災害対策基本法

(2) 情報の伝達

ア 総務班

予警報等の各通報義務者および東近江消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関ならびに住民に対し、その内容を伝達する。

イ 各班

総務班等を通じて通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

(3) 伝達方法

ア 勤務時間中の通報

総務班は、発令または変更に応じて、庁内放送をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話等により連絡する。

イ その他の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(4) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は各班長とする。

2 地震情報（震度、震源、地震活動等）

建設下水道班および総務班は、彦根地方気象台が発表する地震情報等ならびに防災関係機関からの地震情報等を、県本部および県防災情報システムより入手する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。
緊急地震速報	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域および震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）

3 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は、次のとおりである。これらの情報は、県（知事）を通じて各市町村に伝達される。

情報の種類	概要
南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(下図黄枠部)でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震に関連する情報等の伝達方法等は、次のとおりとする。

ア 通常勤務内(祝祭日を除く月～金曜日8:30～17:15)は、くらし安全環境課長とする。

これ以外の時間では当直者とする。

イ 町における伝達経路は、町本部の情報連絡網に準拠する。

ウ 情報の形式および内容

気象庁地震火山部発表の全文とする。

第3節 その他関連情報

[総務班、関係各班、防災関係機関]

コメントの追加 [A9]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

※一般編にはさらに雨量、水位に関する情報が記載されている。

コメントの追加 [A10]: 一般対策編に合わせる

第4節 被害情報等

[総務班、町各班、防災関係機関等]

コメントの追加 [A11]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A12]: 一般対策編に合わせる

第5節 広報

[本部事務局、総務班、管理班、町各班、防災関係機関等]

コメントの追加 [A13]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A14]: 一般対策編に合わせる

1 広報活動の概要

(4) 広報内容

広報する内容は、被災者のニーズを十分に把握したものとする。

ア 地震の発生予測に関する連絡南海トラフ地震に関する情報を受けた場合の事項

(ア) 判定会の召集、警戒宣言の内容「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」の内容

コメントの追加 [A15]: 東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表はなくなった。判定会は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」と一体となっている。

(イ) 気象予警報等の内容

(ウ) 予想される災害の種類と場所

(エ) 災害に対する警戒の呼び掛け

(オ) 事前避難の必要な地区、避難施設および避難方向の指示

(カ) 避難途中の注意点

(キ) その他、必要な情報

イ 災害発生後の事項

(ア) 災害の種別（名称）

(イ) 発生年月日

(ウ) 災害発生場所

(エ) 被害状況、被害者の安否情報

(オ) 交通規制の状況

(カ) 災害救助法適用の有無

(キ) 町や関係機関の防災体制

(ク) 町や関係機関の応急・復旧対策の状況

(ケ) 町民に対する注意・協力要請

(コ) 高齢者等避難、避難指示

2 町民への広報

3 報道機関への広報

4 広聴活動

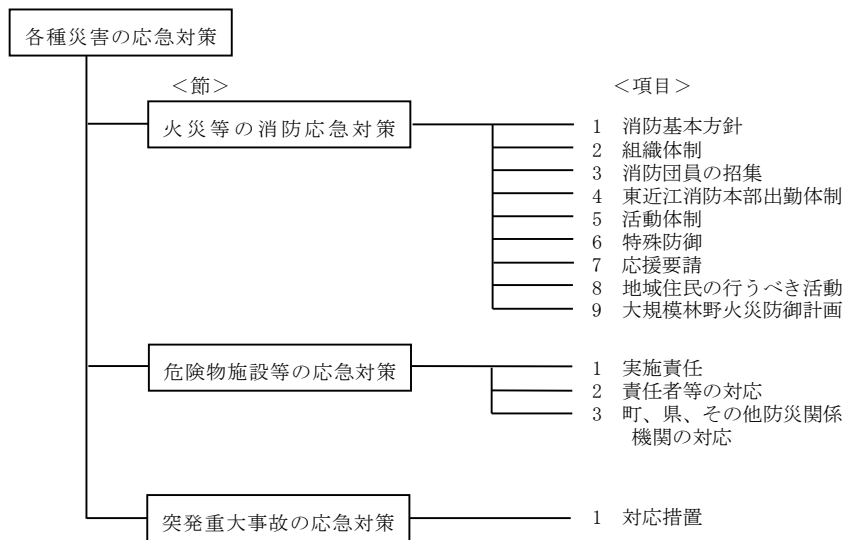
5 防災関係機関における広報

第3章 各種災害の応急対策

方針

地震災害後の水害、火災、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。

章の体系



第1節 火災等の消防応急対策

[東近江消防本部・団]

1 消防基本方針

消防機関（東近江消防本部・団）は、地震にともなう火災、水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。また、地震にともなう同時多発型の火災発生に備え、広域連携その他の必要な措置をとる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防職（団）員の初動体制や初期の消防活動の実施計画等についてあらかじめ定めておく。
- (2) 地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておく。
- (3) 地震発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。
- (5) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- (6) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (7) 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (8) 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。
- (9) 消防機関は、地震という特殊な災害を想定した相互応援協定を締結するなど、平常時から消防機関相互の応援協力体制を強化し、地震時の消防活動において互いに緊密な連携を図る。
- (10) 消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防機関の応急対策の実施に支障が生じている場合で警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。
- (11) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

コメントの追加 [A16]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A17]: 県計画（震災編）p161 中段

- 2 組織体制
- 3 消防団員の招集
- 4 東近江消防本部出動体制
- 5 活動体制
- 6 特殊防御
- 7 応援要請
- 8 地域住民の行うべき活動
- 9 大規模林野火災防御計画

第2節 危険物施設等の応急対策

[町、県、防災関係機関、東近江消防本部・団、警察]

コメントの追加 [A18]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第 3 節 突発重大事故の応急対策

[東近江消防本部、町、県、防災関係機関]

コメントの追加 [A19]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

※一般編の方が記述が多い

※県計画（震災編）に本項目の記述はない

第4章 応援要請・相互協力

コメントの追加 [A20]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第1節 県への応援要請

[本部事務局、総務班]

コメントの追加 [A21]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A22]: 一般対策編に合わせる

第2節 他の自治体等との相互応援

[本部署事務局、総務班、防災関係機関]

コメントの追加 [A23]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A24]: 一般対策編に合わせる

1 実施責任

2 実施方法

(6) 下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ

大規模地震等により、被災した自治体では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互応援体制を整備することとし、関係機関等は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

ア 災害時応援体制

（ア）近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合

（イ）近畿ブロック内で震度5強以上の地震、もしくはその他の大規模災害が発生し、近畿ブロックの被災府県下水道所管課長から要請があった場合

（ウ）他のブロック応援（支援）本部長から応援依頼があった場合

第 3 節 自衛隊の派遣要請の要求

[総務班、県]

コメントの追加 [A25]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A26]: 一般対策編に合わせる

第4節 航空機等の応援要請

[町、総務班、東近江警察署、防災関係機関]

コメントの追加 [A27]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

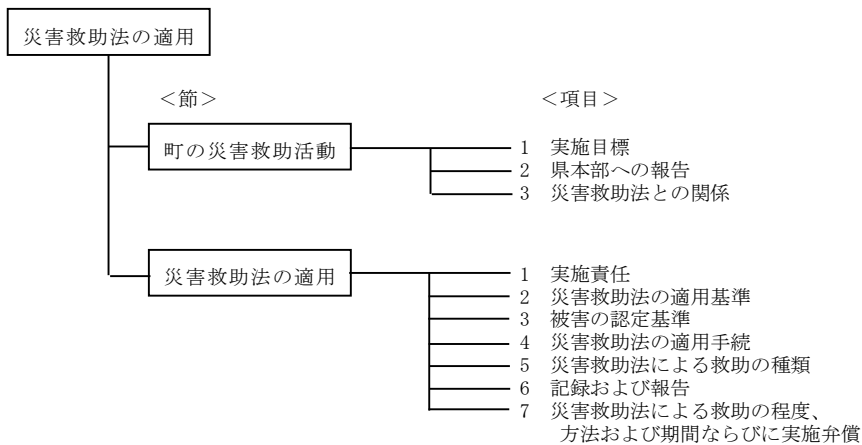
コメントの追加 [A28]: 一般対策編に合わせる

第5章 災害救助法の適用

方針

地震災害に際して、町本部は災害救助法を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。同法の適用を受けた場合、国の機関として県本部が行う救助のうち、町本部に委任された事項については、町本部がこれを実施し、り災者の保護と秩序の安定を図る。

章の体系



第1節 町の災害救助活動

[町、福祉班]

コメントの追加 [A29]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A30]: 一般対策編に合わせる

第2節 災害救助法の適用

[県、町、福祉班]

- 1 実施責任
- 2 災害救助法の適用基準
- 3 被害の認定基準
- 4 災害救助法の適用手続

(2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急進して、県本部長による救助活動の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況をただちに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

~~震度7程度の地震が発生した場合等、県の機能等に甚大な被害が発生した場合には、町本部長は、緊急の場合の措置をとるとともに、県湖東地方本部長（湖東圭本事務所長）~~地域防災危機管理監を通じ、または直接に厚生労働内閣総理大臣に被害状況の報告を行う必要がある。

- 6 記録および報告
- 7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償

コメントの追加 [A31]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A32]: 一般対策編に合わせる

コメントの追加 [A33]: 県計画（震災編）p138

第6章 避難救出対策

方針

町本部は、地震時における人的被害を軽減するため、警察、その他関係機関と協力し、住民に対して避難指示、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、被災者の救出や災害警備等に努める。

なお、その際には高齢者、障がい者、幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

章の体系



コメントの追加 [A34]: 「10」追加

第1節 避難収容

[総務班、東近江消防本部・団、警察、各施設管理者、防災関係機関]

1 実施責任

総務班は、災害に際し、消防機関、警察および関係機関と連携のもと、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、避難場所の開放・開設に当たるとともに、収容体制を整え人心の安定に努める。

2 応急措置

(1) 事前避難

~~地震発生後、二次災害が発生するおそれがあるときは、危険区域内の病人、要配慮者等（社会福祉施設を含む）に対して、安全な場所に事前避難するよう勧告する。~~

~~また、町は災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底し、災害時の積極的な自主避難体制を指導しておく。~~

(2) 緊急避難

~~予期せぬ事態により、著しく危険が切迫したと認められるときは、避難の指示をするとともに、近隣の安全な避難場所に住民を避難させる。~~

2 応急措置

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

ア 発令される状況：災害のおそれあり

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 浸水リスクのある地域においては、立退き避難せずに上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

ア 発令される状況：災害のおそれ高い

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 身の安全を確保するためには、避難指示（警戒レベル4）で必ず避難完了しなければならない。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

ア 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

コメントの追加 [A35]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A36]: 一般対策編と合わせる

コメントの追加 [A37]: 従前の避難指示（緊急）の内容

コメントの追加 [A38]: 上記「2 応急措置」の内容を高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保で書き換えた。詳細な説明は後に出てくるため、概要とした。

イ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

- その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。避難指示（レベル4）で立ち退き避難すべきであったが、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(4) ~~(3)~~ 収容避難

状況に応じて安全な施設を指定避難所として開設し、事前に避難した者および一時的に緊急避難した者を、指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

コメントの追加 [A39]: 避難情報に関するガイドライン
(令和3年5月) p26 表、p15 下段

3 高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の基準

(1) 避難指示の実施責任者、措置、実施の基準は、次のとおりである。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

	事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
警戒レベル3	高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第 56 条)	避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
		町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの勧告指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
警戒レベル4	避難指示	知事およびその命を受けた職員 (水防法第 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
		警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	立退きの指示 警告 避難等の措置	町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
		自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
		避難指示等にあたっての助言 (災害対策基本法 61 条の 2)	指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする	
		知事による避難指示等の代行 (災害対策基本法第 60 条第 6 項)	知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	
警戒レベル5	緊急安全確保			

コメントの追加 [A40]: 修正

コメントの追加 [A41]: 県計画（一般編）p98

コメントの追加 [A42]: 3 行上と重複のため削除

コメントの追加 [A43]: 県計画 p98 中段

		避難指示の解除にあたっての助言（土砂災害防止法 32 条）	国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。
--	--	-------------------------------	---

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危機が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

- (2) 避難指示等は、法令により県本部長または県本部長の委任を受けた県の職員および警察官、自衛官等にもあり、町本部長の行う指示およびその伝達については、現場における関係者と協議し、意見調整を図った上で実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達

(1) 伝達方法

高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、第3部第2章第5節「広報」による。なお、避難指示等の伝達文については、危険の切迫性・地域の特性等に応じて文案の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

＊ 広報文例【資料編参照】

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の方法

	伝達内容	伝達手段
避難者等（高齢者）	ア 避難すべき理由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項等	ア 広報車 イ 口頭伝達
指示避難者	ア 避難すべき理由 イ 要避難対象地域 ウ 避難先 エ 避難経路 オ その他注意事項等	ア 広報車 イ 口頭伝達 ウ 警鐘乱打 エ サイレン吹鳴

コメントの追加 [A44]: 県計画 p98 中段

コメントの追加 [A45]: 古い内容のため削除
令和3年の災対法改正以前では、災対法第60条第3項で屋内で身の安全を確保できるとは限らない場合も含め、屋内での待避や上階への移動等を全て「屋内安全確保」と表現していた。
令和3年の災対法改正により、屋内で身の安全を確保できるとは限らない場合の行動を「緊急安全確保」とし、計画的に屋内で避難する「屋内安全確保」とは区別することとしている。

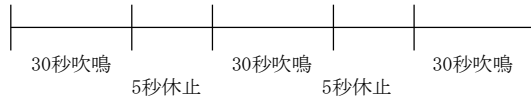
コメントの追加 [A46]: 修正

緊急安全確保

緊急避難	ア 緊急避難安全確保すべき理由 イ 要避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ その他注意事項等	ア 広報車 イ 口頭伝達 ウ 警鐘乱打 エ サイレン吹鳴
収容避難	ア 一時避難場所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先（収容施設） エ その他注意事項等	ア 口頭伝達

(注1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき、あるいは自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

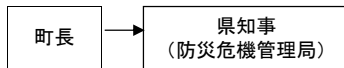
(注2) サイレン吹鳴



(2) 関係機関への報告

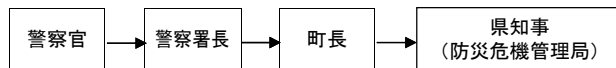
高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示等（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行なった際は、概ね次により必要な事項を関係機関へ報告する。

ア 町長の措置（原則県防災情報システムで報告を行う）

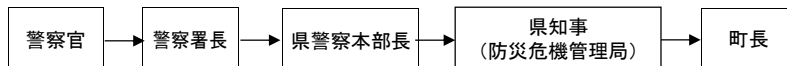


イ 警察官の措置

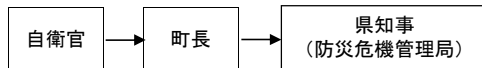
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



ウ 自衛官措置



(3) 住民への周知

県本部および町本部は、自ら避難の指示、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行なった場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対し直接周知する。とともに、マスコミ等を通じて住民へ周知するよう努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <u>○上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する行動として「屋内安全確保」※2を行う。（危険がない場所への移動）</u>
緊急安全確保	○人的被害の発生した状況 ○災害が発生し、残留者がいる場合	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人が、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をとる。として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の

コメントの追加 [A47]: 「屋内安全確保」の定義の見直し
避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）p15
下段

コメントの追加 [A48]: 避難指示として一括りにされていたものを避難指示と緊急安全確保とに分けた

震災対策編
第3部 災害応急対策計画

浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

コメントの追加 [A49]: 「屋内安全確保」の定義の見直し
避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）p15
下段

震災対策編

第3部 災害応急対策計画

- 5 高齢者等避難、避難指示等に関する注意事項
- 6 警戒区域の設定
- 7 避難者の受入れ
- 8 避難誘導の方法
- 9 土砂災害警戒区域等における対策

第2節 各種施設等の避難対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、東近江消防本部・団]

コメントの追加 [A50]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A51]: 一般対策編と合わせる

第3節 救出

[町、県、総務班、東近江消防本部・団、警察、防災関係機関]

1 実施責任

2 対象者

被災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

3 救出の方法

4 応援要請

5 惨事ストレス対策（災害対応従事職員に対するメンタルヘルス対策）

コメントの追加 [A52]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A53]: 一般対策編と合わせる

第4節 災害警備

[東近江警察署]

1 実施責任

東近江警察署は、防災関係機関と緊密に連携して災害警備対策を推進し、地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に当たる。

2 活動方法

(1) 地震発生時における警察活動

- ~~ア 情報の収集・伝達~~
- ~~イ 救出救助活動~~
- ~~ウ 避難誘導~~
- ~~エ 遺体の検視および調査等~~
- ~~オ 二次災害の防止~~
- ~~カ 危険箇所等における避難誘導等の措置~~
- ~~キ 地域安全活動等社会秩序の維持~~
- ~~ク 緊急交通路の確保~~
- ~~ケ 被災者等への情報伝達活動~~
- ~~コ 報道対策~~
- ~~サ 情報管理に関する措置~~
- ~~シ 関係機関との相互連携~~
- ~~ス ボランティア活動等の受入れ~~

(2) 警備体制

- ~~ア 職員の召集・参集~~

~~地震発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、全警察職員を召集・参集させ、災害警備体制を確立する。~~

2 警備活動の実施

(1) 警戒区域等の周知

町が避難等の指示等を行ったときは、町等と連携し、パトカー、交番・駐在所の拡声機等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図る。

(2) 避難行動要支援者等住民の避難誘導

警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行うものとする。また、被災地の居住者数および避難行動要支援者の状況等により、避難経路となる幹線

道路の交通容量が不足する等速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携しヘリコプター等避難手段の確保に努める。

(3) 避難行動要支援者等住民の救出・救助

防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用して避難行動要支援者等住民の救出・救助活動を行う。

(4) 行方不明者の捜索等

県、町、防災関係機関と連携して行方不明者の捜索活動を行う。

(5) 検視活動および遺族支援等

ア 関係機関との連携

県、町、防災関係機関と連携し、遺体の収容に必要な施設等を迅速に確保するとともに、検視、身元確認等を行う。

イ 遺族に対する支援

県は、県警察、町と連携し、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行う等適切な遺族支援を実施する。

(6) 治安の確保

ア 被災地における各種犯罪防止

県民の安全・安心を確保するため、町と連携し、避難所、仮設住宅等における盗難等各種犯罪に対する防犯活動を推進する。また、県およびサイバー関連の事業者等と連携し、被災地に限らず、地震災害に乗じたサイバー犯罪等に関する情報収集および住民への適切な情報提供を行う等社会混乱の抑制に努める。

イ 関係機関との連携

防犯活動を推進するにあたっては、町、ボランティア、事業者と連携を図る。

(7) 情報通信の確保

近畿管区警察局滋賀県情報通信部と連携し、被災地およびその周辺にある無線施設を保全し、電源供給を確保する等災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

コメントの追加 [A54]: 県計画（震災編）p199

第7章 医療救護対策

[住民班、福祉班、東近江消防本部、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科医師会]

コメントの追加 [A55]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

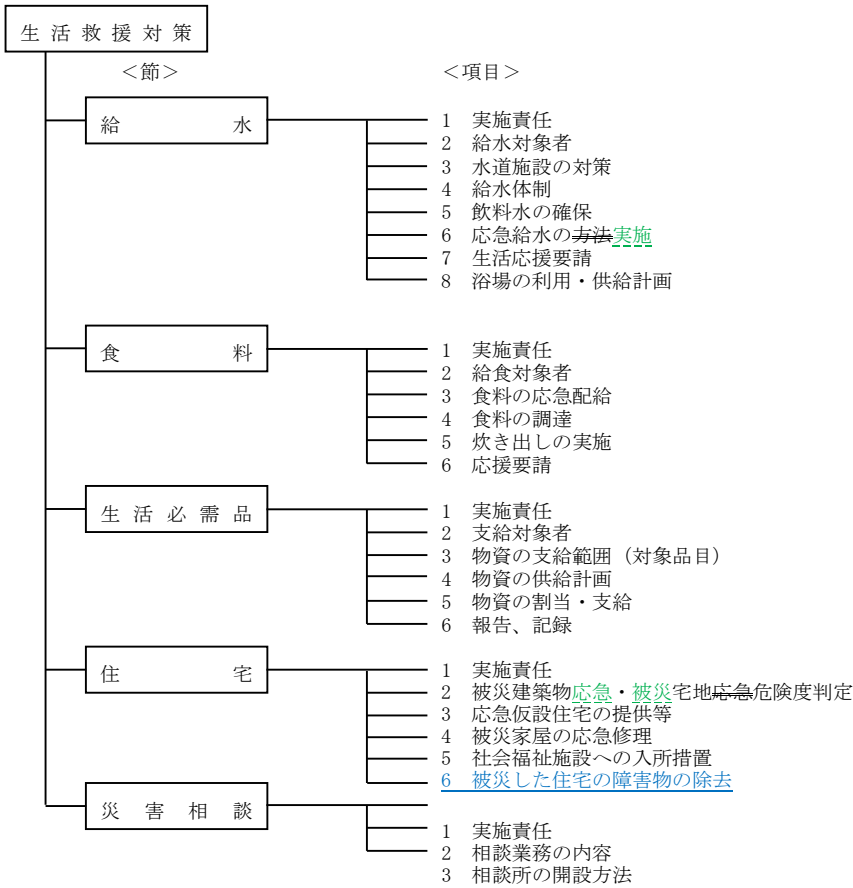
コメントの追加 [A56]: 一般対策編と合わせる

第8章 生活救援対策

方針

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送る上での最低限必要な生活基盤を損失し、またはこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。

章の体系



第1節 給水

[総務班、住民班、福祉班、水道事務所、県、防災関係機関]

- 1 実施責任
- 2 給水対象者
- 3 水道施設の対策

4 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上下水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

	住民	町本部
地震発生後 24時間程度 まで	・原則として家庭に備蓄した 飲料水で対応 (1人1日3リットルを目安に)	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水組織の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院等の人命救助の観点から緊急性 が高い施設への給水を優先） ・県本部への応援依頼 ・ <u>日本水道協会への応援依頼</u>
地震発生後 3日目程度 まで	上記に加え ・応急給水により飲料水等を 確保 ・家庭用井戸の活用 (近隣家庭への協力)	・各給水場所において飲料水、生活用水の給水を実 施（給水車等使用） ・ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
地震発生後 4日目以降	上記に加え ・応急給水活動に協力	上記に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、 給水

- 5 飲料水の確保
- 6 応急給水の実施
- 7 生活応援要請
- 8 浴場の利用・供給計画

コメントの追加 [A57]: 一般対策編と内容が同じのこ
ろは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A58]: 一般対策編と合わせる

コメントの追加 [A59]: 県計画（震災編）p238

第2節 食料

[総務班、福祉班、農林商工班、県]

- 1 実施責任
- 2 給食対象者
- 3 食料の応急配給

災害発生後の食料の供給は、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等により行う。

主食（米穀）の供給は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当と滋賀県知事による「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定書」により処理されるが、その内容はおおむね次のとおりである。

給食を実施するに当たっての基本事項

配給対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 200 g	町長	知事
2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売をする場合	一日当たり 精米 400 g	町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	一食当たり 精米 300 g	作業実施 責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	一食当たり 精米 200 g	町長と災害発生 機関とが協議	知事

コメントの追加 [A60]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A61]: 一般対策編と合わせる

乾パンの応急給食に当たっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1梱 7.2kg入り (100g×36食×2) (食料部乾パン)
2 乾パンの規格	食料部乾パン 1袋 100g (1食分) 防衛省乾パン 1袋 230g (2食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 大津市際川1-1-1 陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津 航空自衛隊 高島市新旭町

〔地震発生後の時間経過毎の食料供給〕

コメントの追加 [A62]: 一般編との相違箇所

	住民	町本部
地震発生後24時間程度まで	・原則として各家庭に備蓄食料で対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・災害救助法適用の要請 ・備蓄食料の払い出し ・食料供給組織の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出しおよび食料等の供給を要請
地震発生後3日目程度まで	上記に加え ・町等による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置 (指定避難所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・指定避難所等への食料輸送 ・指定避難所等での食料供給
地震発生後4日目以降	上記に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施	上記に加え ・県外から輸送された食料を指定避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施

〔災害応急対策実施手順〕

炊き出しについては、現状の資機材保有状況等から、当面 1,000 人分の炊き出し活動体制を整えるものとする。

- ① 炊き出し実施場所の決定
 - ・災害対策本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。
- ② 炊き出し実施班の編成および出動
 - ・災害対策本部が決定し、福祉班を主体に編成する。
- ③ 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および搬送
 - ・農林商工班は、東びわこ農業協同組合もしくは町内の米販売業者等から精米を購入する。
 - ・農林商工班は、災害対策本部の用品・資機材数量を確認した上で、必要なものを調達・搬送する。
 - ・露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。
- ④ 炊き出し協力団体への依頼
 - ・総務班から町女性会、町赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。
- ⑤ 町本部とのホットラインの確保

震災対策編

第3部 災害応急対策計画

4 食料の調達

5 炊き出しの実施

6 応援要請

第 3 節 生活必需品

[住民班、福祉班、農林商工班、県]

コメントの追加 [A63]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A64]: 一般対策編と合わせる

第4節 住宅

[総務班、管理班、税務班、建設下水道班、福祉班、県]

コメントの追加 [A65]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A66]: 一般対策編と合わせる

1 実施責任

町本部は、大規模地震が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査および危険度判定を迅速に実施し、二次災害の防止に努めるとともに、住宅等の被災者に対し、応急仮設住宅建設等の応急措置を行い、居住の一時的な安定を図る。

応急仮設住宅建設等については、災害救助法が適用された場合は、県本部が応急措置を行うが、町本部に委任された場合は、総務班がこれを行う。

2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地応急危険度判定

大規模地震発生時には、被災家屋による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定を行うことが必要である。

その際、多数の被災家屋に対する被災状況調査を的確かつ迅速に行うためにも、平時より、滋賀県建築士会や滋賀県建築士事務所協会等の関係団体との協力体制をはじめ、建築士等の自主的協力による被災度判定実施体制の確立に努めておくとともに、次の対策を実施する。

(1) 判定実施決定

町は、管内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

(2) 支援要請

町の実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

(3) 判定業務

町の実施本部は、派遣された各応急危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県支援本部にその実施状況を報告する。

3 応急仮設住宅の提供等

4 被災家屋の応急修理

5 社会福祉施設への入所措置

6 被災した住宅の障害物の除去

(1) 対象者

地震により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、

日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

町本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第12条による。

コメントの追加 [A67]: 県計画（震災編）p255 下段

第5節 災害相談

[本部事務局、住民班、関係各班]

コメントの追加 [A68]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

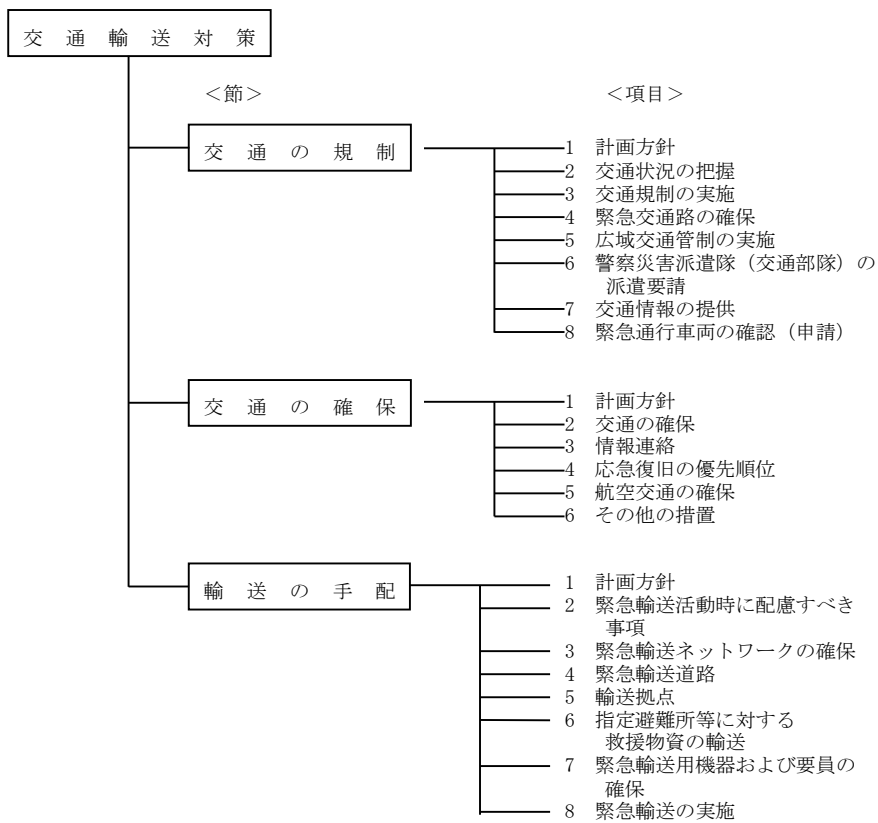
コメントの追加 [A69]: 一般対策編と合わせる

第9章 交通輸送対策

方針

災害による交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材等の円滑な交通輸送を確保するため交通規制等の措置を行うとともに、応急対策上の輸送を実施するために必要な人員、車両等の輸送手段等、緊急輸送体制の確保を図る。

章の体系



第1節 交通の規制

[住民班、警察]

コメントの追加 [A70]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A71]: 一般対策編と合わせる

第2節 交通の確保

[道路管理者、警察、総務班、住民班、建設下水道班、農林振興班]

- 1 計画方針
- 2 交通の確保
- 3 情報連絡
- 4 応急復旧の優先順位
- 5 航空交通の確保

6 その他の措置

- (1) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は使用しない。

ア できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両をおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーをつけたままとし、窓を締め、ドアロックはしない。

コメントの追加 [A72]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A73]: 一般対策編と合わせる

第3節 輸送の手配

[総務班、防災関係機関]

- 1 計画方針
- 2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項
- 3 緊急輸送ネットワークの確保
- 4 緊急輸送道路

次の基準で緊急輸送道路を指定する。さらに緊急時確保路線として指定された道路については、耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 第一次輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道8号、名神高速道路が該当する。

(2) 第二次輸送道路

第一次輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

5 輸送拠点

次の基準で緊急輸送を実施する際の輸送拠点を指定する。この際には緊急輸送道路に接近している箇所であることを基本的な要件とする。また、これら輸送拠点については、施設の耐震性の確保に努めるとともに、これらの輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(1) 広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか、主要幹線道路との交通が容易であることを要件として指定する。

多数の住民の広域避難を行うなど、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

(2) 地域内輸送拠点

広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点であり、町本部との円滑な連絡体制の確立に努める。

(3) ヘリポート

ヘリコプターの発着において安全の確保ができる用地を指定する。

コメントの追加 [A74]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A75]: 一般対策編と合わせる

コメントの追加 [A76]: 一般対策編との相違箇所

コメントの追加 [A77]: 一般対策編との相違箇所

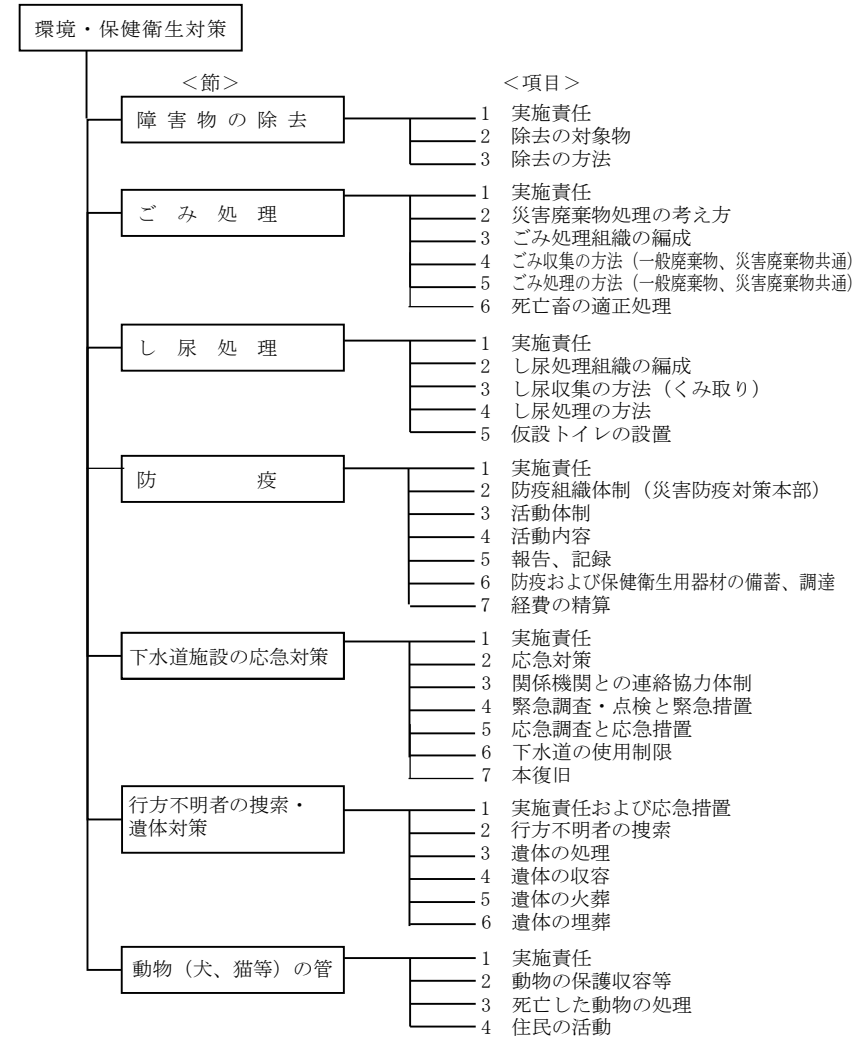
- 6 指定避難所等に対する救援物資の輸送
- 7 緊急輸送用機器および要員の確保
- 8 緊急輸送の実施

第10章 環境・保健衛生対策

方針

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、遺体等、生活環境に影響を与える要因の除去および処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。

章の体系



第1節 障害物の除去

[建設下水道班、東近江消防本部、県]

コメントの追加 [A78]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A79]: 一般対策編と合わせる

第2節 ごみ処理

[住民班、リバースセンター]

コメントの追加 [A80]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A81]: 一般対策編と合わせる

第3節 し尿処理

[湖東広域衛生管理組合、住民班]

コメントの追加 [A82]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A83]: 一般対策編と合わせる

第4節 防疫

[福祉班、総務班、彦根保健所、県]

コメントの追加 [A84]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A85]: 一般対策編と合わせる

第5節 下水道施設の応急対策

[建設下水道班]

コメントの追加 [A86]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A87]: 一般対策編と合わせる

第6節 行方不明者の捜索・遺体対策

[住民班、消防団、広域斎場、警察、日本赤十字社滋賀県支部、防災関係機関]

コメントの追加 [A88]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A89]: 一般対策編と合わせる

第7節 動物（犬、猫等）の管理

[住民班]

コメントの追加 [A90]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A91]: 一般対策編と合わせる

第11章 要員の確保

[総務班、住民班、福祉班、建設下水道班、その他関係機関]

コメントの追加 [A92]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

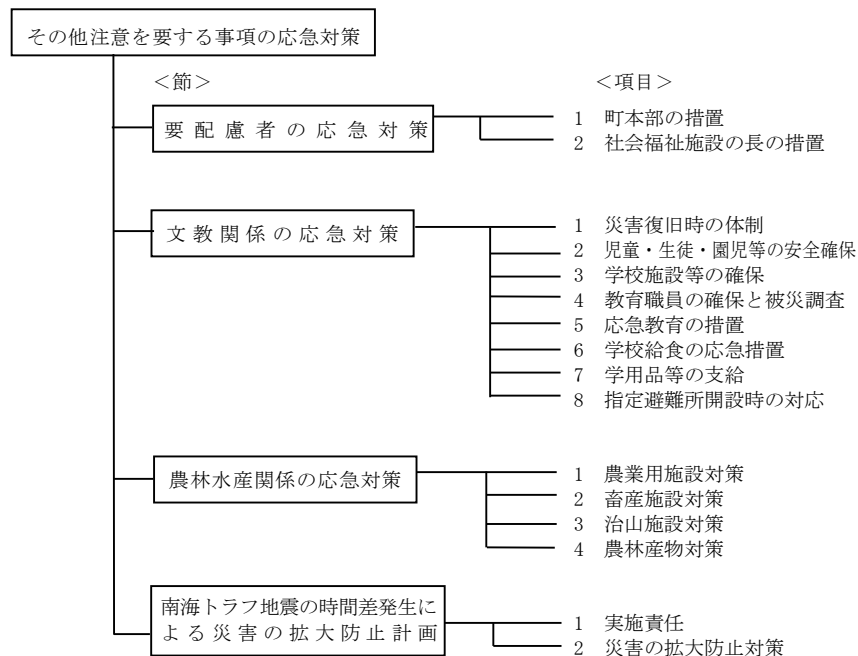
コメントの追加 [A93]: 一般対策編と合わせる

第12章 その他注意を要する事項の応急対策

方針

町本部は、災害に際して要配慮者、文教関係、農林水産関係、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるように努める。

章の体系



第1節 要配慮者等の応急対策

[総務班、福祉班、関係各班、社会福祉施設管理者、防災関係機関]

コメントの追加 [A94]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A95]: 一般対策編と合わせる

第2節 文教関係の応急対策

〔建設下水道班、学校教育班、各学校（園）長〕

コメントの追加 [A96]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A97]: 一般対策編と合わせる

1 災害復旧時の体制

2 児童・生徒・園児等の安全確保

各学校・園長は、地震発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 学校・園内での授業中の場合

ア 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに町本部へ報告する。

ウ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。

エ 状況に応じ、町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

(2) 学校・園外での活動中の場合

ア 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

イ 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導したあと、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

(3) 授業時間外の場合

ア 震度 5 弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は、直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で 120 分以上）は、自宅から最寄り学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ 職員は、発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

〔校 長〕	・児童・生徒の状況の把握と対策 ・対応への指示・指導 ・教育委員会へ報告
〔教 頭〕	・児童・生徒の状況の把握と対策 ・対応への指示・指導
〔教務主任〕	・全校児童・生徒の安否確認
〔学年主任〕	・学年児童・生徒の安否確認
〔各学級担任〕	・担任児童・生徒の安否確認

3 学校施設等の確保

4 教育職員の確保と被災調査

5 応急教育の措置

6 学校給食の応急措置

7 学用品等の支給

8 指定避難所開設時の対応

9 被災地における学びの確保

第3節 農林水産関係の応急対策

[農林商工班、建設下水道班、施設管理者]

コメントの追加 [A98]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A99]: 一般対策編と合わせる

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止計画

[本部事務局、危機管理班、総務班、建設下水道班、県、防災関係機関]

1 実施責任

過去に発生した南海トラフ地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、町は、県等と連携して、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の地震活動対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

2 災害の拡大防止対策

(1) 危険地域からの避難

町は、県等と連携して、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を決定する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行うなど等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な指定避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

(2) 応急危険度判定の迅速化

県、町等は、地震活動等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

なお、具体的な実施方法等については、第3部第4章第24節「建築物等の応急対策住宅」に準じる。

コメントの追加 [A100]: 当該修正でよいのか

⇒ok※251023 打合せ

コメントの追加 [A101]: 当該修正でよいのか

⇒ok※251023 打合せ

コメントの追加 [A102]: 当該修正でよいのか

⇒ok※251023 打合せ

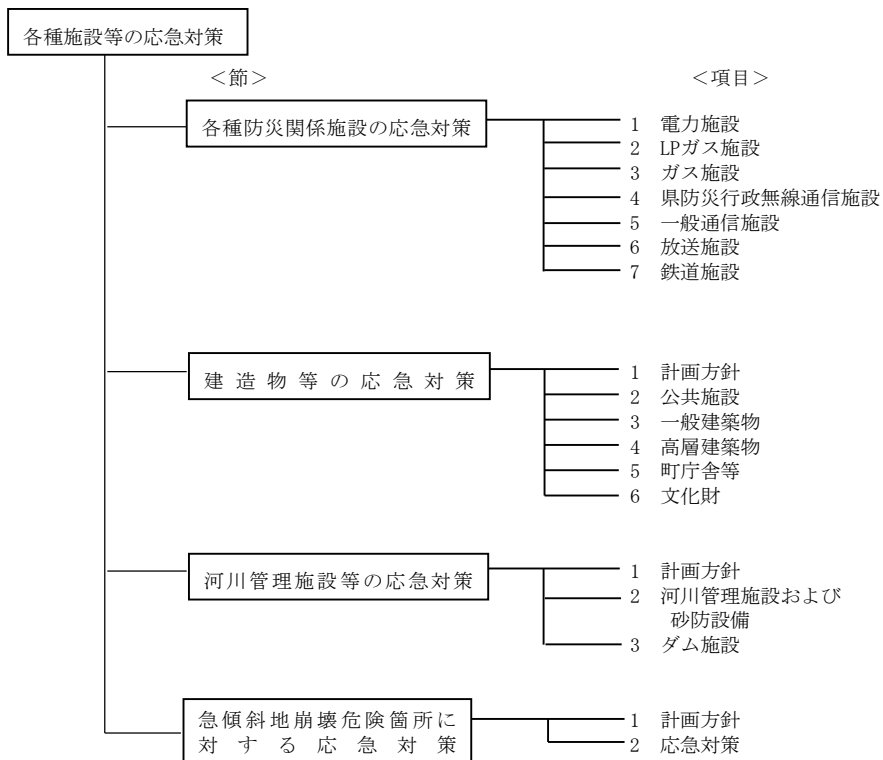
コメントの追加 [A103]: 参照先の修正

第13章 各種施設等の応急対策

方針

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持および運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

章の体系



第1節 各種防災関係施設の応急対策

[各施設管理者等]

1～6に掲げる応急対策計画は、各々の施設管理者等において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。（上水道施設の応急対策に関しては、第3部第8章第1節「給水」による。）

~~1 電力施設~~

~~関西電力等は、地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。~~

~~(1) 応急対策~~

~~ア 対策要員の確保~~

~~（ア）地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて、把握しておく。~~

~~（イ）地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、協力会社に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。~~

~~（ウ）対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
なお供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づきただちに所属する事業所に出動する。~~

~~（エ）交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。~~

~~イ 復旧要員の広域運営~~

~~「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想されまたは発生した時は応援の要請を行う。~~

~~ウ 地震時における広報~~

~~（ア）災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。~~

~~また、公衆感電事故や電気火災を防止するため一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。~~

~~a 無断昇柱、無断工事をしないこと。~~

~~b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当事業所に通報すること。~~

~~c 断線垂下している電線に絶対触らないこと。~~

~~d 浸水、雨漏り等により冠水した家屋配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。~~

- ~~e 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。~~
- ~~f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。~~
- ~~g その他の事故防止のため留意すべき事項。~~

~~(イ) 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。~~

~~エ 地震時における危険予防措置~~

~~電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、関西電力は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。~~

~~(2) 復旧計画~~

~~ア 復旧資材の確保~~

~~予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。~~

~~(ア) 現地調達~~

~~(イ) 対策組織相互の流用~~

~~(ウ) 他電力会社等からの融通~~

~~イ 輸送~~

~~災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。~~

~~ウ 復旧用資材置場等の確保~~

~~地震時において、復旧用資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。~~

~~エ 復旧順位~~

~~復旧計画の策定および実施にあたっては、下記に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。~~

~~(ア) 水力発電設備……………①系統に影響の大きい発電所~~

~~②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所~~

~~③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所~~

~~④その他の発電所~~

~~(イ) 送電設備……………①全回線送電不能の主要線路~~

~~②全回線送電不能のその他の線路~~

~~③一部回線送電不能の主要線路~~

~~④一部回線送電不能のその他の線路~~

- ~~（ウ）変電設備……………①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所~~
~~②都心部に送配電する送電系統の中間変電所~~
~~③重要施設に配電する配電用変電所~~
~~（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をい~~
~~う。）~~
- ~~（エ）配電設備……………①病院、交通・通信・報道機関、水道ガス、官公庁等の公共機関、~~
~~指定避難所その他の重要施設への供給回線~~
~~②その他の回線~~
- ~~（オ）通信設備……………①給電運用、監視制御および系統保護回線~~
~~②非常災害対策用回線、電力復旧用仮回線~~
~~③保安用回線~~

1 電力施設

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

（ア）一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況。）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

（イ）関西電力および関西電力送配電の被害情報

a 電力施設等の被害状況および復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

d 従業員等の被災状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等か

コメントの追加 [A104]: 県計画（震災編）p257～p259

ら独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営 関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契

約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

関西電力および関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 発電設備 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備 ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(11) 復旧計画

関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。

(12) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

2 LPガス設備

一般社団法人滋賀県 LP ガス協会は、地震発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）および LP ガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に努める。

地震発生時の対策については「滋賀県 LP ガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生の時には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 大地震等の災害が発生したとき、ならびに気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害規模に応じた特別出動体制を整備する。

イ 連絡、通報の精度を高めるため、消防機関および関係機関は相互の通信体制の確立を図る。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

(3) LP ガス供給停止および LP ガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

LP ガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止または消火活動上緊急にガス供給を停止および LP ガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断および LP ガス容器ならびに供給設備の撤去を行う。

ア 火災が延焼拡大中であること

イ 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること

ウ 漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき

また、LP ガスによる二次災害を防止するため、震度5弱以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

(4) LP ガス供給の停止後の措置

LP ガスの緊急停止措置を行なった者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、LP ガス使用者に周知徹底を図る。

(5) LP ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LP ガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行う。なお、この場合消防機関と協議する。

(6) 現場活動の調整

現地対策本部長は本部および防災関係機関との協議を迅速にかつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。

(7) 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から100メートルの範囲）および爆発危険区域の設定は消防機関が行う。

(8) 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者および住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(9) 応急復旧対策

供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LP ガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行う。ただし、災害復旧計画の策定および実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

(10) 避難措置等の指示および解除

町長および警察等は、必要に応じ第3部第6章第1節「避難収容」に従って避難指示を行う。

(11) 指定避難所等へのLP ガス支援業務

地震発生時に指定避難所等が設置された場合、炊き出しや給湯および暖房用等に供するため、LP ガスの供給と保安業務を支援するものとする。

3 ガス施設

大阪ガス（東京ガス）は、供給区域内で気象庁震度階級5弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れ

による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「災害対策規程」等に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 地震震度・気象予警報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(ア) 供給区域内の主要地点に予め設置された地震計により地震情報を収集する。

(イ) 気象収集システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所間の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

コメントの追加 [A105]: 県計画（震災編）p259 下段

(2) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

震度5弱以上の地震発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客および一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止策（地震災害対策）

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

コメントの追加 [A106]: 県計画（震災編）p260 上段

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定および実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う

4 県防災行政無線通信施設

(1) 基本方針

県防災危機管理局は、通信施設が被災した場合、被災実態を早期に把握し、的確な臨機措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と町本部および防災関係機関相互間の通信回線の確保に当たる。

(2) 応急対策

ア 災害の発生が予想される場合には次の措置を行う。

(ア) 要員の確保

(イ) 予備電源用燃料の確保

(ウ) 機器動作状態の監視の強化

(エ) 可搬型地球局等の配置

(オ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

(ア) 可搬型地球局等による臨時通信回線の設定

(イ) 職員による仮復旧の実施

(ウ) 電源の喪失等による場合は、国等に近畿総合通信局へ電源車の貸与の要請の実施

(エ) 通信手段の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどの通信手段の確保近畿総合通信局および通信事業者へ通信機器の貸与要請を実施

5 一般通信施設

~~西日本電信電話~~N.T.T.西日本 樹滋賀支店は、地震時において、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を基本目標として、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

(1) 応急対策の基本

ア 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

(ア) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

(イ) 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）

(ウ) 特設公衆電話の設置

(エ) 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

コメントの追加 [A107]: 県計画（震災編）p194 中段

コメントの追加 [A108]: R7.7.1 社名変更

イ 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

(2) 通信確保のための応急措置事項

ア 回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

(ア) 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係ある機関

(イ) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

(ウ) 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 電気通信設備に対する応急措置

交換機をはじめとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合には、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

ウ 臨時電話等受付所の開設

指定避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

エ 特設公衆電話等の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

オ 通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

(ア) 通信が著しく輻輳する場合

(イ) 通信電源確保が困難な場合

(ウ) 回線の安定維持が困難な場合

カ 利用者への周知

地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行なったときは、[ホームページ](#)、[ラジオ](#)、[テレビ](#)、[窓口掲示](#)等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由および内容

コメントの追加 [A109]: 県計画（震災編）p195 中段

(イ) 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等

(ウ) 通信の利用者に対し協力を要請する事項

(エ) その他、必要な事項

キ 非常・緊急通話の取扱

~~天災、事変その他の非常・緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款にもとづき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。~~

コメントの追加 [A110]: 県計画（震災編）p195

(3) 復旧計画の方針

地震により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

ア 原状に復する工事を行う。

イ 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

6 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送㈱、㈱京都放送、㈱エフエム滋賀、エフエムひこねコミュニティ放送㈱、FM ひがしおうみの各社は、放送施設の被災またな停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続および特別放送の実施に努める。

(1) 基本方針

ア 日本放送協会

地震が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、**衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、あらかじめ選定した退避所に速やかに移転し、放送を継続するよう努める。**

コメントの追加 [A111]: 県計画（震災編）p196 上段

イ びわ湖放送㈱

地震発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

ウ ㈱京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

エ ㈱エフエム滋賀

地震発生時には、「非常事態対策要項」に基づき、非常事態対策本部を設置し、特別放送実施要領に基づき放送を継続する。

オ エフエムひこねコミュニティ放送㈱

災害が発生した場合、「緊急放送の実施に関する協定」に基づいて速やかに緊急放送体制を整える。

カ FMひがしおうみ

放送施設等の災害が発生した場合、迅速な応急活動に努める。

(2) 応急対策

ア 日本放送協会

(ア) 放送設備

空中線給電線、放送機、電源等の各個所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛生中継車で放送を行う。

(a) 連絡系統確保、非常無線通信の利用

(b) 施設の応急対策

(c) 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

(d) その他電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

(a) 打合せ専用回線（V. H. F 回線も含む）

(b) 加入電話

(c) NHK の基地局、陸上移動局、および簡易無線局

(d) NTT 専用線（試験打合線、専科線借用）

(e) 放送回線

(f) 非常通信協議会加盟通信網

(g) 放送電波

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

~~a 常設、臨時掲示板による情報提供~~

~~b サービスカーの派遣、指定避難所等への拡声装置の取付~~

~~c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設~~

~~d 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供~~

a 受信の維持・確保のため、受信設備の復旧や避難所等への受信機の貸与・設置などの対策

b 放送による被災者向け情報の提供

イ びわ湖放送㈱

(ア) 本社設備

a 演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

コメントの追加 [A112]: 県計画（震災編）p196 下段

b 本社—送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。

c 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

(イ) 放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

(ウ) 被災者に対する情報提供のため次の措置を講ずる。

a 災害情報の中に手話を挿入

b 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布

c 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

ウ ㈱京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

(ア) 演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を継続する。中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

(イ) 送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

(ウ) 中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

(エ) その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

エ ㈱エフエム滋賀

(ア) 送信所設備

a 給電線、空中線等の被害については、NHK と協力して応急措置を行う。

b 送信機が被災した場合は、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

c 自家発電設備が被災した場合は、他局から電力供給を受け放送を継続し、電源設備の復旧作業にあたる。

(イ) 本社放送設備

a 本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。

- b 本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。
 - c 本社演奏所—送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。
- (ウ) 災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。
- オ エフエムひこねコミュニティ放送㈱
- 演奏所が被災した場合、局員は送信所までの電話通信設備の確保も含めて機材使用確認を速やかに行い、放送可能な状態を確保する。
- 演奏所が使用不可になった場合には、送信所設備から直接放送を行うものとする。
- カ FM ひがしおうみ
- 放送施設等の災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、次のように応急対策を実施し、当該施設を災害から防護し、放送機能の確保に努める。
- (ア) 要員の確保
- 災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。
- (イ) 資機材の確保
- a 電源関係諸設備の整備確保
 - b 中継回線、通信回線の整備および確保
 - c 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備
 - d 必要機材の緊急借用または調達の確保
- (ウ) 放送施設応急対策
- a 放送機等の障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
 - b 中継回線障害時の措置
 - 一部中継回線が途絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
 - c 演奏所障害時の措置
 - 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。
- (エ) 視聴者対策
- 災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。
- a 受信機の復旧
 - 被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編制し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

b 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置即報板等を設置するとともに状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

c 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

7 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)本社、一般社団法人近江鉄道線管理機構は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、またはそのおそれがある場合、応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

(1) JR 鉄道施設応急対策 (JR 東海)

ア 基本方針

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

イ 応急対策

a 地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

b 災害対策本部の設置

地震の規模および地震計作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

c 社員の非常召集招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集招集計画に基づき、非常召集招集を行う。

d 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

(a) 関係社員の非常召集招集計画

- (b) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握
- (c) 関係協力会社へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握
- (d) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
- (e) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

(2) 近江鉄道(株)施設応急対策

ア 基本方針

地震が発生した場合、運転取扱心得ならびに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

コメントの追加 [A113]: 県計画（震災編）p 215

イ 応急対策

(ア) 地震発生時の運転規制と警戒

- a 震度計が 40 ガル（震度 3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
- b 震度計で 40 ガル～80 ガル（震度 4）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長ならびに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25 km/h 以下で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。
- c 震度計が 80 ガル（震度 5 弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、線路施設等の点検を行う。

(イ) 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

(ウ) 本部の任務内容

本部は次の業務を行う。

- a 情報の収集、伝達
- b 職員の非常召集[招集](#)
- c 災害箇所の調査、報告
- d 救護活動の支援
- e 応急復旧用の資材調達
- f 振替輸送および代行輸送の手配

第2節 建造物等の応急対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、文化振興班、生涯学習班]

コメントの追加 [A114]: 一般対策編と内容が同じのところは、項目のみ残して、作業上省略。

コメントの追加 [A115]: 一般対策編と合わせる

1 計画方針

2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関に通報して、応急の措置を講ずる。

エ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

(3) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、建設下水道班は、必要に応じ、国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

ア 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、指定避難所へ避難したほうがよいかなどを判定する。

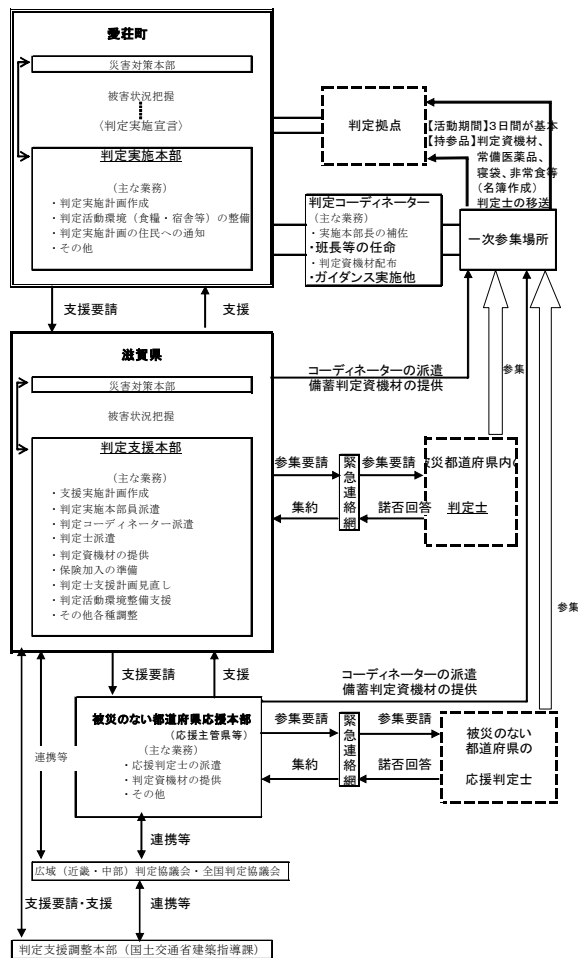
イ 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

(4) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

滋賀県被災建築物応急危険度判定実施体制フロー



3 一般建築物

地震時には、二次災害を防止するため、前記(3)に準じて被害状況調査を行う。

4 高層建築物

5 町庁舎等

町内で地震が発生した場合には、次の措置を行う。

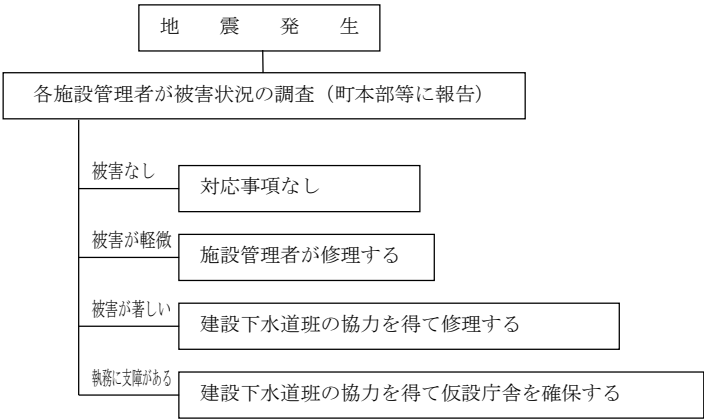
(1) 被害状況の把握

町庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、町警戒本部(または町対策本部、

これらが設置されていない場合はくらし安全環境課長）に報告する。

(2) 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務班と協議の上、修理を行うものとする。なお、必要に応じて建設下水道班は協力するものとする。



6 文化財

第3節 河川管理施設等の応急対策

[河川管理施設管理者]

1 計画方針

地震災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害をうけたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

2 河川管理施設および砂防設備

(1) 基本方針

地震による被害および出水による二次災害を防止するため、隣接市町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

(2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立 |
| イ | 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視 |
| ウ | 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作 |
| エ | 水防に必要な器具、資材および設備の確保 |
| オ | 隣接市町における相互の協力および応援体制の確立 |
| カ | 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧 |
| キ | 町の応急対策に対する技術的な援助 |

(3) 復旧計画

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて、災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

3 ダム施設

(1) 基本方針

ダム近傍指定観測点において気象庁震度階級4以上の地震が発生した場合、またはダムの堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

震災対策編
第3部 災害応急対策計画

(2) 臨時点検

震度 4 以上の地震が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

ア 一次点検（災害発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

イ 二次点検（一次点検終了後）

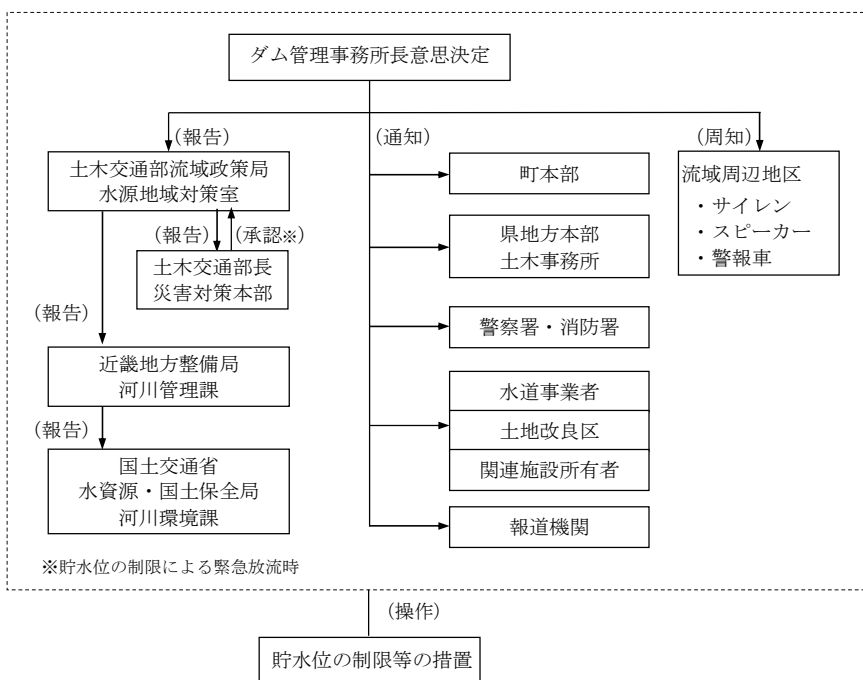
震度 5 弱以上の場合、または一次点検で変状がある場合には、一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(3) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。

コメントの追加 [A116]: 一般対策編と同じ



第 4 節 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策

[町、関係各班、防災関係機関]

コメントの追加 [A117]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第14章 被災者への援助

コメントの追加 [A118]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

第1節 災害弔慰金等の支給

[税務班]

コメントの追加 [A119]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A120]: 一般対策編と合わせる

第2節 災害援護資金等の貸与

[税務班]

コメントの追加 [A121]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A122]: 一般対策編と合わせる

第3節 災害義援金品の募集配分

[税務班]

コメントの追加 [A123]: 一般対策編と内容が同じのため、作業上省略。

コメントの追加 [A124]: 一般対策編と合わせる

震災対策編

第4部 災害復旧計画

(4-)

第1章 計画的な地域振興の推進 1

 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定 1

 第2節 復興計画の策定 2

第2章 公共施設の災害復旧事業計画 3

第3章 災害復旧事業の財政援助等 4

第4章 災害復旧資金の確保 5

第5章 住宅の復興 6

第6章 被災者への融資等 7

第7章 その他被災者の保護 8

第4部 災害復旧計画

コメントの追加 [A1]: 全て一般対策編と同じ

第1章 計画的な地域振興の推進

[関係各課、関係機関]

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

第2節 復興計画の策定

第2章 公共施設の災害復旧事業計画

[関係各課、関係機関]

第3章 災害復旧事業の財政援助等

[関係各課、関係機関]

第4章 災害復旧資金の確保

[関係各課、関係機関]

第5章 住宅の復興

[関係各課、関係機関]

第6章 被災者への融資等

[関係各課、関係機関]

第7章 その他被災者の保護

[関係各課、関係機関]

震災対策編

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

(5-)

第 1 章 総則 1

 第 1 節 推進計画の目的 1

 第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱..... 1

第 2 章 関係機関との連携協力の確保 2

 第 1 節 資機材、人員等の配備手配..... 2

 第 2 節 他機関に対する応援要請..... 3

 第 3 節 帰宅困難者への対応..... 4

第 3 章 円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項..... 5

 第 1 節 避難対策等 5

 第 2 節 消防機関等の活動 6

 第 3 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係..... 7

 第 4 節 交通 8

 第 5 節 町の管理施設等に関する対策..... 9

 第 6 節 迅速な救助 10

第 4 章 地震防災上緊急に配備すべき施設等の整備計画..... 11

第 5 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 13

 第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 13

 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 14

 第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 18

第 6 章 防災訓練計画 20

第 7 章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画..... 21

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生時における円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1部第2章2節「処理すべき事務または業務の大綱」のとおりである。

第2章 関係機関との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

ただし、被害が大きく町だけで調達できない場合は、県に対して、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）および観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な飲料水、生活用水、食料（米、乾パンなど）、生活必需品（寝具、衣類、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、衛生用品など）等の供給の要請をする。

飲料水、食料、生活必需品等の調達手配の詳細については、第3部第8章の第1節「給水」、第2節「食料」および第3節「生活必需品」を参照する。

2 人員の配置

町は、災害対策本部条例および第3部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」ならびに第3部第1章第4節「職員の動員・配備」に基づいて、人員の配備を行う。

災害応急対策に従事する要員が不足する場合は、庁内の部署間で人員調整を図る他、必要に応じて、県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援のあつせんを要請する。詳細については、第3部第4章第1節「県への応援要請」を参照する。

第2節 他機関に対する応援要請

1 消防活動に関する広域応援要請

町が災害時の消防活動等の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

町は必要があるとき、これらの応援協定に基づき、応援を要請する。

応援協定名、締結年月日	協定内容	協定締結先
滋賀県広域消防相互応援協定 平成25年2月15日	消防組織法第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模災害または特殊な災害に対処することを目的とする。	滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。 うち、北ブロックは、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部および湖北地域消防本部により構成
滋賀県下消防団広域相互応援協定 平成19年3月16日	消防組織法第39条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制についての協定	滋賀県下の26消防団
滋賀県防災ヘリコプター支援協定 平成18年4月1日	滋賀県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることに関する協定	滋賀県下の消防本部を設置する9市町村（一部事務組合を含む）。

2 その他の災害相互応援協定に基づく応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の市町村等に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「13 愛荘町の災害相互応援協定(市町村間)」を参照する。

3 民間企業・団体に対する応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の民間企業・団体に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「13 愛荘町の災害相互応援協定(民間機関)」を参照する。

第3節 帰宅困難者への対応

大規模地震に伴う交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町は、鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

1 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

ア 被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）

イ 鉄道等に関する情報（運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）

ウ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）

エ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

2 一時滞在施設の確保

町や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞らせるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として使用していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

3 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

4 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

5 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第3章 円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項

第1節 避難対策等

1 地域住民等の避難誘導

- (1) 地域住民や企業の自主防災組織等は、避難指示が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、町本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- (2) 避難行動要支援者（他人の介護等を要する者）に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
 - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有を図る。
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、町が管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- (3) 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員）、警察官、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。

2 指定避難所の開設・運営

- (1) 指定避難所においては、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物倒壊等の危険度判定を優先的に実施するなど、施設および資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- (2) 指定避難所の開設に際しては、避難所施設の応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難・収容に努める。
- (3) 指定避難所には、必要な設備および資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保ならびに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- (4) 指定避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。

指定避難所において避難者に対し実施する救護	○指定避難所内の収容スペースへの収容 ○飲料水、主要食料および毛布等の供給 ○その他必要な措置
上記の救護に必要な物資、資機材の調達および確保を図るための措置	○流通在庫の引き渡し等の要請 ○県等が備蓄している物資等の供給要請 ○その他必要な措置

第2節 消防機関等の活動

消防機関（東近江消防本部、消防団）は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

その他、第3部第3章第1節「火災等の消防応急対策」を参照する。

- (1) 消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の活動方針を基本として出動する。

災害対応の優先	同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。
市街地火災消火の優先	大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分および市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。
避難場所、避難道路確保の優先	延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。
重点防御地域の優先	危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防御すべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

- (2) 消防機関は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。

第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

南海トラフ地震発生時におけるライフライン施設の応急措置については、それぞれ次の章・節を参照するものとする。

1 上下水道施設

第8章第1節「給水」

第10章第5節「下水道施設」

2 電力施設

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(1 電力施設)

3 ガス施設（LPガス、都市ガス）

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(2 LPガス設備) (3 ガス施設)

4 通信施設（県防災行政無線、一般通信施設）

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(4 県防災行政無線) (5 一般通信施設)

5 放送施設

第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(6 放送施設)

第4節 交通

1 交通の確保

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

道路管理者は、道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

その他、第3部第9章第1節「交通の規制」および第2節「交通の確保」を参照する。

2 緊急輸送の実施

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

その他、第3部第9章第3節「輸送の手配」を参照する。

第5節 町の管理施設等に関する対策

1 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設における措置

不特定対数が出入りする施設における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

各施設に共通する事項	① 地震・余震情報等の入場者等への伝達 ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ③ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置 ④ 出火防止措置 ⑤ 水、食料等の備蓄 ⑥ 消防用設備の点検、整備 ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備
個別事項	① 病院、診療所等：重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置 ② 学校等：当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置 ③ 社会福祉施設：高齢者、重度障がい者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。）

コメントの追加 [A1]: 近年、「余震」は後日に使われ、気象庁では、余震は、大地震後の地震活動（余震等）といった使い方をするため。※但し、県は「余震」をまだ使っている

3 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、災害対策本部の設置場所においては、前項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等、通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める指定避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項に掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第6節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、平常時より、消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備および車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

その他、第2部第6章第2節「救助・医療救護体制の整備」および第3部第6章第3節「救出」を参照する。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱（平成26年3月改正）に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化等

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物（昭和56年制定「新耐震基準」以前に設計・施工された建築物）については耐震性を診断してその補強を行う。

また、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を実施するとともに、その普及を図る。

2 指定避難所等の整備

地震災害時の緊急避難先となる指定緊急避難場所および一時避難場所、自宅の再建あるいは応急仮設住宅への入居までの一時的な生活の場となる指定避難所を対象に、防災設備等の整備や施設の耐震化を計画的に進める。なお、平素から、地域および職場での避難場所・避難所についての周知徹底を図る。

3 避難路の整備

避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地または緑道などを避難路に指定するとともに、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、沿道建物の不燃化・倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等、防災性の確保に努める。

4 消防用施設の整備等

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、計画的に消防用施設および消防用資機材の整備充実を図る。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

町は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ主要な町道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して町域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

6 通信施設の整備

町は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(1) 町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法については第3部第1章第2節「警戒体制の確立」、第3部第2章第2節「地震情報等の情報」、第3部第2章第5節「広報」による。

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、町は——警戒待機体制を配備する（第3部第1章第2節「警戒体制の確立」）。

コメントの追加 [A2]: 本章において、赤表示は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p96」の内容、緑表示は町の対応内容。

コメントの追加 [A3]: 町現行計画に記載がないため、新たに設定する
251014 メールによる削除

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

(1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、関係機関及び町内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が行われるよう留意するものとする。

○本庁内の伝達

勤務時間内、勤務時間外の動員伝達系統、動員の伝達方法（第3部第1章第4節「職員の動員・配備」）による。

○防災関係機関との伝達

第3部第2章第1節「通信連絡体制」による。

(2) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

○地域住民への伝達

第3部第2章第5節「広報」による。

○防災関係機関との伝達

第3部第2章第1節「通信連絡体制」による。

(3) 町は、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項について定め、その内容については次のとおりとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は警戒本部を設置し、情報の収集および災害対策本部の設置検討を行う（第3部第1章第2節「警戒体制の確立」、第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」）。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

(1) 町は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について

コメントの追加 [A4]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p96

コメントの追加 [A5]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p96

コメントの追加 [A6]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p97

は第3部第2章第5節「広報」によるものとする。

(2) 町は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制については第3部第8章第5節「災害相談」によるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 町は、災害応急対策の実施状況を第3部第2章第4節「被害情報等」により、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を第3部第2章第3節「その他関連情報」により具体的に把握する。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法については第3部第1章第4節「職員の動員・配備」の「2 動員体制」によるものとする。

(3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、事務分担に基づき担当各班が町本部に報告し、総務班が収集・整理を行う（第3部第2章第4節「被害情報等」参照）。事務分担については第3部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」参照。

コメントの追加 [A7]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p97

4 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等（地域住民等の避難行動等）

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、第2部第8章第1節「防災知識の普及・啓発」に基づき、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。

コメントの追加 [A8]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p98

6 消防機関等の活動

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関（東近江消防本部・団）は、地震にともなう火災、水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出勤、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。また、地震にともなう同時多発型の火災発生に備え、広域連携その他の必要な措置をとる（第3部第3章第1節「火災等の消防応急対策」参照）。

また、避難が必要な際には、避難誘導を行う（第3部第6章第1節「避難収容」の「8 避難誘導の方法」参照）。

コメントの追加 [A9]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p99

7 上下水道

(1) 町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても

災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、必要な飲料水を供給する体制を第3部第8章第1節「給水」に基づき確保する。

8 交通（道路）

(1) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については第3部第2章第5節「広報」により、多様な手段を活用して情報提供を行う。

9 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、あらかじめ危険度が高いと予想される箇所の点検を実施するとともに、後発地震の発生後速やかに被害の確認を実施する体制を整える。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

また、第3部第9章第2節「交通の確保」に基づき、必要な範囲の交通規制を実施する。

(2) 町は、河川施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等、地震発生の際の水防活動については、第3部第13章第3節「河川管理施設等の応急対策」により実施する。

この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

(3) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。この場合において、町は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備する。

(4) 町は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制としては、施設管理者、職員等により、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置、出火防止措置、消防用設備の点検、整備を実施する。この場合において、職員等の安全確保に配慮する。

(5) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針は次のとおりとする。

ア 本町域での工事について、後発地震による揺れの影響が大きい作業を1週間一時中止する。

イ その他の作業については、工事受注者が改めて後発地震に備え作業の一時中止か継続を判断し、監督職員に連絡、監督職員はその後の対応を指示する。

（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について 国土交通省事務連絡令和7年3月31日）

コメントの追加 [A10]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p99

コメントの追加 [A11]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p101

コメントの追加 [A12]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p102

コメントの追加 [A13]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p103

コメントの追加 [A14]: 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について 国土交通省事務連絡令和7年3月31日

10 関係者との連携協力の確保（滞留旅客等に対する措置）

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとし、第3部第9章第3節の9「帰宅困難者対策」により実施する。

コメントの追加 [A15]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p103

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

(1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、関係機関及び町内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

○本庁内の伝達

勤務時間内、勤務時間外の動員伝達系統、動員の伝達方法（第3部第1章第4節「職員の動員・配備」）による。

○防災関係機関との伝達

第3部第2章第1節「通信連絡体制」による。

(2) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

○地域住民への伝達

第3部第2章第5節「広報」による。

○防災関係機関との伝達

第3部第2章第1節「通信連絡体制」による。

(3) 町は、各々の災害に関する会議の設置運営方法その他の事項について定め、その内容については次のとおりとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は警戒本部を設置し、情報の収集および災害対策本部の設置検討を行う（第3部第1章第2節「警戒体制の確立」、第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」）。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

(1) 町は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について

コメントの追加 [A16]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p103

は第3部第2章第5節「広報」による。

3 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 関係機関のとるべき措置

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛ける。

(2) 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

コメントの追加 [A17]: 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 p104

第6章 防災訓練計画

町および防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 3 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県および防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進する。

1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難地および避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間程度程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策および災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

コメントの追加 [A18]: R5.11.10 国土交通省通知により、急傾斜地崩壊危険箇所は市町村地域防災計画に記載しないとされているので、修正。（ここでは急傾斜地崩壊危険箇所のための為※一般編では他の文言も掲載されていたので修正していない）※R7.1 県計画新旧対照表において、滋賀県では当面の間 HP 等による情報提供を継続する旨の記載がある。

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒に対する教育は、各小・中学校において次のように実施する。

- (1) ホームルーム活動や学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動および災害後の復旧・復興に係るボランティア活動についての教育を行う。
- (2) 避難や災害時における危険の回避および安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転者に対する教育

町は、県および県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じて、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。